$\overline{}$
134
傍
ψÓ
線
47
部
分
は
$\overline{}$
今
一回
口
口
回改
回改
回改正
回改正
回改正部
回改正部
回改正

第三節 職員(第三十九条)第二節 地方支分部局(第三十六条—第三十八条)第二款 任務及び所掌事務(第三十四条・第三十五条)第一款 設置(第三十三条)第一款 設置(第三十三条)	節 節 節 節 節 節 節 節 節	防衛省設置法	改正案
第三款 職員(第五十八条)第二款 地方支分部局(第五十二条—第五十七条)第二款 通則(第三十九条—第五十一条)	款 款 款 款	防衛庁設置法	現

----第五章 職員の職務遂行等(第四十条—第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

めることを目的とする。その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定るため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、第一条 この法律は、防衛省の設置並びに任務及びこれを達成す

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 防衛省の設置

(設置)

第二項の規定に基づいて、防衛省を設置する。第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条

2 防衛省の長は、防衛大臣とする。

第二節 防衛省の任務及び所掌事務

(任務)

第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条ことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つ

附則

第一章 総則

(目的)

めることを目的とする。その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定るため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、第一条。この法律は、防衛庁の設置並びに任務及びこれを達成す

第二章 防衛庁

第一節 通則

(設置)

第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、防衛庁を置く第二条「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条

(長官)

長官」という。)とし、国務大臣をもつて充てる。第三条「防衛庁の長は、防衛庁長官(本章第三節を除き、以

(防衛庁の任務)

第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び一空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条ことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航第四条 防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つ

にこれに関する事務を行うことを任務とす 衛隊をいう。 以下同じ。) を管 理 及び 運営し、 並 び

2 政 リカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行 定 隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助 、機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。 防衛省は、 (以下「相互防衛援助協定」という。) 前項に規定する任務のほか、 の規定に基づくアメ 条約に基づく外国 協 軍

所 掌事務)

第四条 防衛省は、 次に掲げる事務をつかさどる。

~ 七 (略)

二百六十六号) 防衛省の職員の給与等に関する法 0) 規定による若年定年退職者給付金に関 律 (昭和二十七年法律: する 第

九~二十三

二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆 この条において「 国政府の責務を本邦において遂行する同国政 の物品及び役務 すること。 の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に 駐留軍等」という。)による又はそのため 府の職員 以 下

一五五 75 条にお 規定する諸機関をいう。) に日本国における合衆国軍 相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 駐留軍等及び諸機関 て「合衆国軍協定」という。 雇 労務管理 (日本国とアメリカ合衆国との間 のために労務に服する者の雇入止」という。)第十五条第一項(a) 隊の地位に関する協定 給与及び福利厚生に関すること の以下に

> 航空自衛隊を にこれに関する事務を行うことを任務とす いう。 以下 同じ。) を管理し、 うる。 並 び

2

リカ合衆国政府の責務の 定 (以下 隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協 政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。 防衛庁 は、 相互防衛援助協定」という。)の規定に基づくアメ 前項に規定する任務のほ 本邦における遂行に伴う事務で他の行 か、条約に基づく外国

防 衛庁 0 が所掌事 務)

第五条 防衛庁の 所掌事務は 次のとおりとする

~ 七 略

二百六十六号) 防衛庁の職員の給与等に関する法 \mathcal{O} 規定による若年定年 律 退 職者給付金 (昭和二十七年法: . 関 する

九~二十三

二十四四 国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員(以下 の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。 「駐留軍等」という。)による又はそのための物品 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆 一及び役割

二十五 合衆国 関をいう。) びに日本国に 相 労務管理 互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並 .軍協定」という。) 駐留軍等及び諸機関 のために労務に服する者の 給与及び福利厚生に関すること。 おける合衆国軍隊の地位に関する協定 第十五条第 (日本国とアメリカ合衆国との間 雇入れ、 項(a)に規定する諸語 提供 (以 下

二十六~三十二 (略)

を含む。)に基づき防衛省に属させられた事務三十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令

第三節 自衛隊

(自衛隊)

法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等は、自衛隊第五条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、

(自衛官の定数)

第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官(以下「航空自衛官」という。)四万七千三百三十二人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官」という。)四万七千三百三十二人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官(以下「海上自衛官」という。)四万五千八百六人及び航空自衛第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第一節 特別な職

(防衛参事官)

第七条 防衛省に、防衛参事官を置く。

的方針の策定について防衛大臣を補佐する。 2 防衛参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する基本

二十六~三十二 (略)

を含む。) に基づき防衛庁に属させられた事務三十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令

第六条 削除

自衛隊)

、自衛隊法の定めるところによる。 自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等については第七条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、

|自衛官の定数|

八条 以下 及び航空自衛官四百七十六人並びに情報本部に所属する陸上自 隊の自衛官(以下「航空自衛官」という。)四万七千三百三十 官」という。)十五万六千百二十二人、 二人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官 一十五万千五百八十二人とする。 「海上自衛官」という。) 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官 海上自衛官及び航空自衛官千八百四十六人を加えた総計 四万五千八百六人及び航一十二人、海上自衛隊の自 (以下「陸 空自 衛官 上自 衛

(防衛参事官)

第九条 防衛庁に、防衛参事官を置く。

基本的方針の策定について長官を補佐する。2 防衛参事官は、長官の命を受け、防衛庁の所掌事務に関する

(略)

第 一節 内部部局

(内部部局の所掌事 務

第八条 内部部1 局は、 次に掲げる事務をつかさどる。

こと。 第四条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関する

ること。 第四条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関す

三 (略)

兀 第四条第五号、 第七号及び第十一号に掲げる事務

第四条第六号、 第八号から第十号まで、 第十二号から第十

五

四号まで及び第十六号に掲げる事務に関する基本に関するこ

すること。 から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関

第四条第十九号に掲げる事務のうち、

防衛及び警備の見地

の所掌に属しないもの 前各号に掲げるもののほか、 防衛省の所掌事務で他の機関

(官房長及び局長)

第九条 官房に、 官房長を置く。

2 房長及び局長は 防衛参事官をもつて充てる。

> 3 (略)

第

一節

本庁

第 款 内部部 局

(内部部局の所掌事務)

第十条 第五条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関する 内部部局の所掌事務は、 次のとおりとする。

こと。 第五条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関す

ること。

三 (略)

兀 第五条第五号、第七号及び第十一号に掲げる事務

Ŧī. 第五条第六号、 第八号から第十号まで、第十二号から第十

四号まで及び第十六号に掲げる事務に関する基本に関するこ

六 すること。 から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関 第五条第十九号に掲げる事務のうち、 防衛及び警備の見地

七 の所掌に属しないもの 前各号に掲げるもののほ か、 防衛庁の所掌事務で他の機関

(長官官房及び局)

第十 条第五項の政令で定めるところにより、 本庁に、 長官官房を置くほ か 局を置く。 内閣府設置法第五十三

 $3 \mid 2 \mid$ 長官官房に、 官房長を置く。

官房長及び局長は 防衛参事官をもつて充てる。

第十二条及び第十三条 削除

(内部部局の職員)

第十条内部部局に、書記官、部員その他所要の職員を置く。

- 2 書記官は、命を受けて、事務をつかさどる。
- 3 部員は、命を受けて、事務に参画する。

(内部部局における自衛官の勤務)

第十 部、 衛隊の部隊若しくは機関 幕僚長の 規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、 る自衛官を内部部局において勤務させることができる。 一条 海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第十 防衛大臣は、 監督を受ける陸上自衛隊、 必要があると認めるときは、 (以下「部隊等」 海上自衛隊若しくは航空自 海上幕僚長若しくは航空 という。 -九条第)に所 陸上幕 項 僚監 属 す

2 (略)

(官房長及び局長と幕僚長との関係)

ついて防衛大臣を補佐するものとする。 第十二条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項に

- 僚長(以下「幕僚長」という。)に対する指示大臣の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛一陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に
- 計画について防衛大臣の行う承認関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に

内部部局の職員)

第十四条 内部部局に、書記官、部員その他所要の職員を置く。

書記官は、命を受け、事務をつかさどる。

部員は、命を受け、事務に参画する。

3 2

する。「項若しくは第四項に規定する職のいずれかに充てられるものと「事記官は、内部部局の課長又は内閣府設置法第六十三条第三

可なる うこうと のし 方子の 力

官を内部部局において勤務させることができる。
一部隊若しくは機関(以下「部隊等」という。)に所属する自衛海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第二十八条に規定する第十五条 長官は、必要があると認めるときは、陸上幕僚監部、(内部部局における自衛官の勤務)

2 (略)

官房長及び局長と幕僚長との関係)

ついて長官を補佐するものとする。 第十六条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項に

- (以下「幕僚長」という。)に対する指示の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に
- 計画について長官の行う承認関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施一陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に

関し防衛大臣の行う一般的監督

(設置) 第三節

審議会等

(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。 、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議

独立行政法人評価委員 独-	捕虜資格認定等審査会 武力なに関する	防衛施設中央審議会 5 6 7 8	自衛隊員倫理審査会	名 称
独立行政法人通則法(平成十一年法律	七号)に関する法律(平成十六年法律第百十に関する法律(平成十六年法律第百十武力攻撃事態における捕虜等の取扱い	法(昭和二十七年法律第百四十号)とは、昭和二十七年法律第百四十号)とは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のいいは、一人のいいは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	三十号) 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百	法律

会

第百三号)

第四 節 施設等機関

防衛医科大学校 防衛大学校

第十四条

本省に、

次 0

施設等機関を置く。

(設置)

第 款 審議会等

(設置)

第十六条の二 審議会等で本庁に置かれるものは 別に法律で定めるところにより防衛庁に置かれる 次のとおりとする。

自衛隊員倫理審查会

防衛施設中央審議会

捕虜資格認定等審查会

(自衛隊員倫理審査会)

第十六条の三 定めるところによる。 (平成十 一年法律第百三十号。 自衛隊員倫理審査会については、 これに基づく命令を含む。 自衛隊員倫理法 \mathcal{O}

(防衛施設中央審議会)

第十六条の四 ころによる。 定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施 七年法律第百四十号。 防衛施設中央審議会については、 これに基づく命令を含む。) の定めると 日本国とアメリ (昭和二十

(捕虜資格認定等審査会)

(防衛大学校)

き者の教育訓練をつかさどる。 三等空尉以上の自衛官をいう。次条において同じ。)となるべ第十五条 防衛大学校は、幹部自衛官(三等陸尉、三等海尉及び

- においては、当該教育訓練を実施する。 第一項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が
- (防衛医科大学校) 「防衛大学校の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

者の教育訓練をつかさどる。第十六条 防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき

に必要な医学に関する高度の理論及び応用についての知識並びいう。)その他防衛大臣の定める者に対し、自衛隊の任務遂行訓練を修了した者(次条において「防衛医科大学校卒業生」と2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育

七号。 おける捕虜等の ハ条の五 これに基づく命令を含む 捕 取扱いに関する法律 定等審 査会に の定めるところによる。 0 平 ·成十六年法律第百 7 は 武力攻 撃事 態

名三款 施設等機関

(防衛大学校)

第十七条 本庁に、防衛大学校を置く。

尉以上の自衛官をいう。次条において同じ。)となるべき者を2 防衛大学校は、幹部自衛官(三等陸尉、三等海尉及び三等空

教育訓練する機関とする。

- るための教育訓練を行う。 応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させに必要な理学及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及びを修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練
- いては、当該教育訓練を実施する。 項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合におす 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が第二

(防衛医科大学校) 5 防衛大学校の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

第十八条 本庁に、防衛医科大学校を置く。

要な医学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこいう。)その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必訓練を修了した者(次条において「防衛医科大学校卒業生」と3 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育

臨床に関する教育訓練を行う。にこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練並びに

- 3 第一項の教育訓練の修業年限は、六年とする。
- 昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に規定する者とする4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法(
- き医学教育を行う大学の教員の資格の例による。 5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づ
- 6 定められている事項については、 は、 き医学教育を行う大学の設備、 防 防 衛医科大学校の位置、 衛省令で定める。 この場合において、 内部組織、 編制その他に関する設置基準 当該設置基準の例による。 設備、 学校教育法に基づ 編制その他の事項 が 7

(防衛医科大学校卒業生の医師国家試験受験資格)

(学生)

員の定員外とする。 項の教育訓練を受けている者をいう。)の員数は、防衛省の職ている者をいう。)及び防衛医科大学校の学生(第十六条第一第十八条 防衛大学校の学生(第十五条第一項の教育訓練を受け

第五節 特別の機関

(設置)

第十九条 本省に、次の特別の機関を置く。

- 1914名教育訓練を行う。 に関する教育訓練並びに臨床れらに関する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床

- 4 第二項の教育訓練の修業年限は、六年とする。
- 昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に規定する者とする5 第二項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法(
- き医学教育を行う大学の教員の資格の例による。6 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づ
- 置基準が定められている事項については、 法に基づき医学教育を行う大学の設備、 に ついては、 防衛医科大学校の位置、 内閣府令で定める。 内部組織、 この場合において、 設備、 編制その他に関する設 当該基準の例 編制その他 学校教育 \mathcal{O} による 事 項

、防衛医科大学校卒業生の医師国家試験受験資格

規定する者とみなす。第二百一号)第十一条の規定の適用については、同条第一号に第十九条 防衛医科大学校卒業生は、医師法(昭和二十三年法律

(学生)

第二十条 員 項 ている者をいう。)及び防衛医科大学校の学生 の教育訓練を受けてい の定員外とする。 防衛大学校の学生 る者をいう。 (第十 -七条第1 の員数は、 項の教育訓 (第十八条第1 防衛庁の職 練 派を受け

第四款 特別の機関

統合幕僚監部

陸 上 一幕僚監部

航空幕僚監 海上幕僚監部 部

督を受ける陸上自 合幕僚長及び陸 衛隊、 上 幕僚長、 海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び 海 上幕僚長又は航空幕僚長の監

機関

情報本部

技術研究本部 装備本部

2 品審判所とする。 衛省に置かれる特別 項に定めるも 0 0 0 機関で ほ か 本省に置かれるもの 別に法律で定めるところにより防 は 外国 軍 甪

(幕僚監部)

第二十条 務に係る陸上自衛隊、 幕僚監部 統合幕僚監部 (以 下 幕僚監部」という。 海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関 陸上幕僚監 部 は、 海上 それぞれの所掌事 幕僚監部及び航空 す

2 幕僚監部に、 部及び課を置く。

る防衛大臣の幕僚機関とする。

3 める。 前項に定めるも 0 0) にか、 幕僚監部の 內部 組 織 は、 政令で定

(幕僚長)

第 0 十一条 長を陸上幕僚長とし、 統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、 海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、 陸上幕僚監部

(幕僚監部)

第二 2 部 十一条 幕僚監部は、 及び航空幕僚監部 本庁に、 それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、 統合幕僚 (以下「幕僚監部」という。 監 部 陸 Ŀ 幕僚 監 部 を置く。 海上 海上自 幕僚 監

衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

める。

3

幕僚監部に、

4 前項に定めるも 部及び課を置く。 ののほ か、 幕僚監 部 \mathcal{O} 内部 組 織 は、 政令で定

(幕僚長)

第二十二条 \mathcal{O} 長を陸上幕僚長とし、 統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、 海上幕僚監部 の長を海上幕僚長として 陸上幕僚監

航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

2 (略)

(統合幕僚監部の所掌事務)

- 自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。 第二十二条 - 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空

一~六 (略)

すること。
七 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関

八 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

(陸上幕僚監部等の所掌事務)

それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、第二十三条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部

一~六 (略)

幕僚監部の所掌に属するものを除く。)。
七 防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること(統合

八 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

(幕僚監部の所掌事務の特例)

部に処理させることができる。 の規定にかかわらず、一の幕僚監部の事務の一部を他の幕僚監第二十四条 防衛大臣は、必要があると認める場合には、前二条

(幕僚副長)

上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部第二十五条が統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸

航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

2 (略)

3

る。 幕僚長は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理

す

(統合幕僚監部の所掌事

務

自衛隊について、次の事務をつかさどる。第二十三条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空

一~六 (略)

「14。七一所掌事務に係る長官の定めた方針又は計画の執行に関する

こと。

ハ その他長官の命じた事項に関すること。

れぞれ次の事務をつかさどる。 は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊についてそ常二十四条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部(陸上幕僚監部等の所掌事務)

一~六 (略)

監部の所掌に属するものを除く。)。 七 長官の定めた方針又は計画の執行に関すること(統合幕:

その他長官の命じた事項に関すること。

(幕僚監部の所掌事務の特例)

処理させることができる。 定にかかわらず、一の幕僚監部の事務の一部を他の幕僚監部に第二十五条 長官は、必要があると認める場合には、前二条の規

(幕僚副長)

上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部|第二十六条|統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸|

ŧ 幕僚副長は陸上自衛官をもつて、 に航空幕僚副 って、 航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。 長を置く。 統合幕僚副長は自衛官をもつて、 海上幕僚副長は海上自衛官を 陸 上

2 (略)

(統合幕僚監部に附置する機関)

第二 行う機関を附置する。 行うとともに、 統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を 部隊指揮官又は上級幕僚としての職務の遂行に必要な自衛隊の 一十六条 統合幕僚監部に、政令で定めるところにより、 自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を 上級

2 を実施する。 の二の規定により防衛大臣が受託した外国人の教育訓練で同項 知識及び技能 前項に規定するもののほ と同 種の知識及び技能を修得させるためのもの か、 同 項 0 機関は、 自衛隊法第百条

(部隊等)

一十七条 部 隊等 0 組 織及び編成又は 所掌事 務は、 自 衛隊 法

に基づく命令を含む

0

定めるところによる。

三報本部)

事 一十八条 務に必要な情報の収 情報本部 は、 人集整理 第四条第一号から第三号までに掲げる 般に関する事務をつかさどる。

> もつて、 幕僚副長は陸上自衛官をもつて、 に航空幕僚副長を置く。 航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。 統合幕僚副長は自衛官をもつて、 海上幕僚副長は海上自 衛官 陸 上

2 (略)

統合幕僚監部に附置する機関

第二 練を行うとともに、 隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓 究を行う機関を附置する。 部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛 一十七条 統合幕僚監部 自衛隊の統合運用に関する基本的な調査 に、 政令で定めるところにより、 上 研

施する。 識 の二の規定により長官が受託した外国 及び技能と同 前項に規定するもののほか、 種の知識 及び技能を修得させるためのもの 同 項の機関は、 人の教育訓練で同項の知 自 L 衛隊法 第 を実 百

2

(部隊及び機関)

第 自 は航空幕僚長の監督を受ける陸上自 一十八条 衛隊の部隊及び 本庁に、 機関を置く。 統合幕僚長及び 衛 陸上 隊 幕 海 僚 上自 長 「衛隊及び航空 海上 幕 僚 長又

自衛隊 前 項 \mathcal{O} 法の 部隊 定めるところによる。 0 組 織 及び 編成 並 U 機 関 0 組

織

及び

所掌事

務

は

2

(情報本 部

一十九条 本庁に、 情 報本部を置く。

2 第 情報本部は、 第五条第 号から第三号までに掲げる事務に必

3 2

情報本部 の内部に 組織につい 、ては、 防衛省令で定める。

技術研究本 部

第二 託を受け、 必要とされる事項に 的調査研究、 技術研究本部は、 九 その事務に関連する技術的調査研究、 技術研究本部は、 考案、 その事務に支障のない場合においては、 設計、 ついての科学的調査研究をつかさどる。 試作及び試験並びに自衛隊におい 自衛隊 \mathcal{O} 装備品等についての技術 設計、 試作及 委 て

3

2 び試験をすることができる。

4 3 技術研究本部の内部組織は、 政令で定める。

技術研究本部の位置は 防 衛省令で定める。

5 所要の機関を附置する。 技術研究本部に、 政令で定めるところにより、 研究所そ \mathcal{O} 他

、装備本部

第三十条 装備本部は、 次に掲げる事務をつかさどる。

- う。 統 規定する考案、 自衛隊の装備品等及び役務についての取得 的な指針)に関する事務の効果的かつ効率的な実施を図るための の作成に関すること。 設計及び試作並びに次号に規定する調達をい (前条第 項に
- に関すること。 自衛隊の装備品等及び役務で防衛大臣 の定めるもの 0 調
- 2 所要 衛大臣 0 地 装備 装備 本部 本 部 0 地 0 方機関を置くことができる。 所掌事務 \mathcal{O} 部 を分掌させるため

() () 収集 整 理 般に関する事務を行う機関とする。

4 3 略

情報本部の 内 部 組 織 に について は、 内 閣 府令 定める。

(技術研 究本部

第三十条 本庁に、 技術 研 究本部 を置く。

2 究、 れる事項についての科学的調査研究を行う機関とする。 技術研究本部は、 考案、 設計、 試作及び試験並びに自衛隊において必要とさ 自衛隊の装備品等についての技術的 査

研

び 託を受け、 試験をすることができる。 技術研究本部は、 その事務に関連する技術的調査研究、 その事務に支障のない場合においては、 設計、 試作及 委

6 5 4 技術研究本部の位置は、 技術研究本部の内部組織は、 内閣府令で定める。 政令で定める。

所要の機関を附置する。 技術研究本部に、 政令で定めるところにより、 研究所その

(装備本部)

2 装備本坪 装備本部は、 本庁に、 次の事務をつかさどる。 装備本部 を置く。

う。 規定する考案、 自衛隊の装備品等及び役務についての)に関する事務の効果的 的な指針 の作成に関すること。 設計及び試作並びに次号に規定する調達を かつ効率的 取得 な実施を図るための 前 条第 項 1

自衛隊の 装備品等及び役務で長官の定めるもの 0 調 達に関

他

 $4 \mid 3$ (略)

内部組織は、 装備本部の位置並びに地方機関の名称 防衛省令で定める。 位置 所掌事務及び

(外国軍用品審判所)

第三十一条 律第百十六号。 る外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法 外国軍用品審判所については、 これに基づく命令を含む。)の定めるところに 武力攻撃事態におけ

第六節 職員

(施設等機関等の職員)

第三十二条 官 事務官、 本省に置かれる施設等機関及び特別の機関に、自衛 技官、 教官その他所要の職員を置くことができる

> 4 3 (略)

装備本部の位置は、 内閣府令で定める。

地方機関)

第三 に地方機関を置くことができる。 十二条 装備本部の事務の 部を分掌させるため、 所要の地

2 で定める。 地方機関の名称、 位置、 所掌事務及び内部組 微は、 内閣府

令

(外国軍用品審判所)

第三 る特別の機関で本庁に置かれるものは、 十二条の二 別に法律で定めるところによ 外国軍用品審判所とす り 衛庁に置かれ

る。

2 六号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。 用品等の海上輸送の規制に関する法律 外国軍用品審判所については、 武力攻撃事態における外国軍 (平成十六年法律第百十

第五款 職員

(施設等機関等の職員)

第三十三条 官、 事務官、 本庁に置かれる施設等機関及び特別の機関に、 技官、 教官その他所要の職員を置くことができる 自衛

第三十四条から第三十八条まで 削除

第 款 防 衛施設庁 通則

章 防衛施設庁

第四

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第三 衛省に、 条 防 衛施設庁を置く。 玉 家行 政 組 織法第 一条第一 項 \mathcal{O} 規 定に基 防

第二款 任務及び所掌事務

(任務)

2

衛施設庁の

長は、

防衛施設庁長官とする。

とを任務とする。
び区域をいう。)を取得し、その安定的な運用の確保を図るこび区域をいう。)を取得し、その安定的な運用の確保を図るこ務に係る施設及び同条第十九号の駐留軍の使用に供する施設及第三十四条 防衛施設庁は、防衛施設(第四条第十二号の所掌事

2 定の規定に基づくアメリカ合衆国政 うことを任務とする。 こに伴う事務で他の行 前 項に規定するも \mathcal{O} 政 0 機関 ほ か、 \mathcal{O} 所掌に属しな 防衛施設庁は、 府の責務の V ものを適切に行 本邦における遂 相 运防 衛援助協

(設置)

第三十九条 防 衛庁の 機 関として 内 閣 府 設置 防 法第四十九条第三 衛施設庁を置く。 項 0 規 定に基づ

(長官)

第四十条 防衛施設庁の長は、防衛施設庁長官とする。

長官を経由し、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府設2 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の所掌事務について、防衛庁

|法第七条第三項

O

命令を発することを求めることができる。

(防衛施設庁の任務)

とを任務とする。
び区域をいう。)を取得し、その安定的な運用の確保を図るこび区域をいう。)を取得し、その安定的な運用の確保を図るこ務に係る施設及び同条第十九号の駐留軍の使用に供する施設及第四十一条 防衛施設庁は、防衛施設(第五条第十二号の所掌事

2 ことを任務とする。 \mathcal{O} 伴う事務で他の行政機関の 規定に基づくアメリカ合衆国政 前項に定めるものの ほ か、 所掌に属 防 衛施 府の責務の 設庁は、 しな 7 ŧ 本邦における遂行 相互防衛 0 を適切 援 助協 行 う 定

(所 掌事務)

第三十五条 掲げるものを除く。)をつかさどる。 び第十九号から第三十三号までに掲げる事務 第五号から第七号まで、第九号から第十二号まで、第十六号及 防衛施設庁は、 前条の任務を達成するため、 (第八条第六号に 第四条

第 節 地方支分部局

(防衛施設局)

第三十六条 置く。 防衛施設庁に、 地方支分部局として、 防衛施設局を

3 2 防衛施設局 は 防衛施設庁の所掌事務を分掌する。

局

 \mathcal{O}

管轄区

政

4 ができる。 防衛施設局に、 防衛施設 名称、 政令で定めるところにより 位置及び 域 は 次長を置くこと 令で定める。

5 で定めるところにより 防衛施設局に、 政令で定める数の範囲内におい 部 を置くことができる。 7 防衛省令

6 省令で定める。 前 二項に定めるも 0 \mathcal{O} ほ か 防衛施設局の内部組織は、 防衛

(防衛施設庁の所掌事務)

第四 掲げるものを除く。 び第十九号から第三十三号までに掲げる事務 第五号から第七号まで、第九号から第十二号まで、第十六号及 十二条 防衛施設庁は、)

をつかさどる。 前条の任務を達成するため、 (第十条第六号に 第五条

第四十三条から第五十一条まで 削除

第 款 地方支分部局

(防衛施設局)

第五十二条 防衛施設庁の地方支分部局として、 防衛施設局を置

(所掌事務)

第五十三条 防衛施設局は、 防衛施設庁の 所掌事務を分掌する。

第五十四条 (名称、 位置、 防衛施設局の名称 管轄 区 域 及び 組 位置 織)

管轄区域及び組織

は、

政

第五十五条 令で定める。 削除

(支局その他の機関

(支局その他の機関)

条 防衛 施設局 の所掌事務の一 部を分掌させるため、 所

要の 地に、 支局その他の機関を置く。

2 及び内部組織は、 前項の支局その他の機関の名称、 防衛省令で定める。 位 置、 管轄区 域 所掌事 務

(事務の委任)

第三十八条 隊又は機関の長に行わせることができる。 防衛大臣 ュは、 防衛施設局の事務 0 部を自: I 衛隊 の部

第二 節 職 員

防 衛施設庁の 職員)

第三十九条 職員を置くことができる。 防衛施設庁に、 自 衛官、 事 務官、 技官その他所要の

第五章 職 員 0 職 務遂行等

(自衛官)

第四十条 自衛官は、 命を受けて、 自衛隊の隊務を行う。

(事務官、 技官及び教官)

第四 事務官は、 命を受けて、 事務に従事する。

2 従事する。 技官は、 命を受けて、 技術 (教育に関するものを除く。 に

3 教官は、 命を受けて、 教育に従事する。

、職員の身分取扱い

第四 に掲げる事務に従事する職員で政令で定めるものを除く。)の 員 〈令で定めるものの委員及び第四条第二十四号又は第二十五号 (防衛省に置かれる審議会、審査会その他の合議制の機関で この法律に定めるものの ほ か、 防 衛省に置かれ る職

> 第五 十六条 支局その他の 防衛施 設局 機関を置く。 その 所掌事務の 部を分掌させるた

及び内部組織は、 前項の支局その他の機関の名称、 内閣府令で定める。 位 置、 管轄 区 域 所掌事 務

2

(事務の委任)

第五 部 十七条 :隊又は機関の長に行なわせることができる。 防衛庁長官は、 防衛施設局の 事務 0 部を自 衛隊 \mathcal{O}

第三款 職員

、防衛施設庁の職員)

第五十八条 職員を置くことができる。 防衛施設庁に、 自 衛 官 事 務 官 技官その他 一所要の

第四 節 員

自衛官

第五 十九条 自衛官は、 命を受け、 自衛隊 の隊務を行う。

(事務官、 技官及び教官)

第六十条 事務官は、 命を受け、 事務に従事する。

2 事する。 技官は、 命を受け、 技術(教育に関するものを除く。 に 従

3 教官は、 命を受け、 教育に従事する。

職員の身分取扱

第六十 員 令で定めるものの委員 (防衛庁に置かれる審議会、 という。 一条 この法律に定めるもの)及び第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる (以下この 審査会その他の合議制の機関で のほ 条におい か、 防衛庁に置 7 審 議会等の委 カ れる職

るところによる。 級及び服制は、 懲戒、 自衛隊法 服務その他人事管理に関する事項並びに階 (これに基づく命令を含む。 の定め

附 則

1

、所掌事務の特例

2 掲げる期間、 防衛省は、 それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 第四条各号に掲げる事務のほ か、 次の表の上欄に

3 ぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 条に規定する事務のほか、 防衛施設庁は、 第三十四条の任務を達成するため、 前項の表の上欄に掲げる期間 第三 十五 それ

(職員の身分取扱いの特例

4 事務」とあるのは、 までの間、 第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置 「関する事務」とする。 第四 十 和三十三年法律第百五十八号) 同条中 一条の規定の 「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる 「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条 適用については、 の規定による特別給付金 平成二十年五月十六 日

(

略

5 5

略

務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制については 事務に従事する職員で政令で定めるも 調停職員等」という。 自衛隊法の定めるところによる。)を除く。 の任免、 \mathcal{O} (以下こ 分限、 懲戒、 お 服 て

2 官又はその委任を受けた者が行う。 ŧ の委員に限る。 議会等の委員 (防衛施設 及び調停職員等 庁に 置 か \mathcal{O} れ 任免は る前 項 0 政令で定める 防衛施設庁

附 則

略

1

2 (所掌事務の特例 防衛庁は、

掲げる期間、 それぞれ同 第五条各号に掲げる事務のほ 表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 か、 次の表 \mathcal{O} 上欄

(表略)

3 ぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 条に規定する事務のほか、 防衛施設庁は、 第四 + 一条の任務を達成するため、 前項の表の上欄に 掲げる期間 第四 十二 それ

(職員の身分取扱の特例)

4

時措置法 は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離 掲げる事務」 までの間、 第六十 金に関する事務」とする。 (昭和三十三年法律第百五十八号) 条の規定の適用については、 同条第 とあるのは、 一項 中 「第五条第二十四号又は第二十五号に 「第五条第一 十四号に掲げる事務 平成二十年五月十六日 の規定による特別 職 者等臨 又

、傍線部分は今回改正部分、

部 び 下

機

技 局

第二条 この法律において「自衛隊」 びに陸上自衛隊、 備本部その他の機関 防衛医科大学校、 を含むものとする。 る事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。) 年法律第百六十四号) 官及び防衛参事官並びに防衛省本省の内部部局、 臣 (政令で定める合議制の機関並びに防 定 防 衛大臣政 務官及び 改 統合幕僚監部、 海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛施設庁 (政令で定める合議制の機関を除く。 第四条第二十四号又は第二十五号に掲げ 防衛大臣秘 正 情報本部 とは、 書官並 衛省設置法 案 び 防衛大臣 技術研究本部、 12 防 の衛省の 防衛大学校、 (昭和二十九 防 衛副大 事務 。 並 装 次 第二条 この法律に 法(昭和二十九年びに防衛施設庁 二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定める 関を除く。)並びに陸上自衛隊、 ものを除く。)を含むものとする。 術研究本部、 防 (定義) 官」 防衛大学校、 **|衛庁の事務次官及び防衛参事官並びに防衛庁本庁の内部** (昭和二十九年法律第百六十四号) いう。 装備本部その他の機関 (政令で定める合議制の機関並びに 防衛医科大学校、 現 おいて「自衛隊」とは、 防衛庁副長官及び 海上自衛隊及び航空自衛隊並 統合幕僚監部 (政令で定める合議制の 第五条第二十四号又は第 防 行 衛庁長官政 防衛庁 情報本部、 長 **以務官並** 防衛庁設置 官

2 \ \ 4 略)

5

この法律

四条の六第三

一号を除く。

において「

「隊員

務官 委員、

防衛大臣秘書官

第一項の政令で定める合議制の機関

防衛省の職員で、 (第九十

防衛大臣、

防衛副大臣、

防衛大臣

で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同

項

0

政

令 \mathcal{O} 政 2 \ 4

(略)

5 衛庁副 項の政令で定める職にある職員以外のも の機関の委員、 この法律において「隊員」とは、 長官、 防衛庁長官政務官、 同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同 第一 防衛庁の職員で、 項の政令で定める合議制 \mathcal{O} をいうものとする。 長官、 防

自衛 隊 の任

第三条

自衛隊は、

我が

国の平和と独立を守り、

国の安全を保つ

に対し我が国を防衛することを主 公共の秩序の維持に当たるものと

直接侵略及び間接侵略

必要に応じ、

(自衛隊の任務)

第三条 たる任務とし、 自衛隊は、 直 接侵略及び間接侵略 必要に応じ、 わが 国 「の平和と独立を守り、 公共の秩序の維持に当るものとす に対しわが国を防衛することを主 国の安全を保

する。

2 されるものを行うことを任務とする。 遂行に支障を生じない限度において、 つて 武力の行使に当たらな 自衛隊は、 別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することと 前項に規定するものの い範囲におい ほ カ て、 か つ、 次に掲げる活動 同 武力による威嚇又 項の主たる任務の であ

保に資する活動
影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確一
我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な

び安全の維持に資する活動他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及二国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その二

ことを任務とする。 において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動する3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海

(表彰)

2 (略)

(礼式)

(防衛大臣の指揮監督権) 第六条 自衛隊の礼式は、防衛省令の定めるところによる。

において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動する2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海

ことを任務とする。

(表彰)

彰する。
彰する。

2 (略)

(礼式)

(長官の指揮監督権) 第六条 自衛隊の礼式は、内閣府令の定めるところによる。

る。

隊務を統括する。 各号に定める者を通じて行うものとする。 大臣の指揮監督は、 の部隊及び機関 防衛大臣 は、 ただし、 次の各号に掲げる隊務の区 (以下「部隊等」という。) に対する防衛 0 法律 陸上自衛隊、 0 定めるところに従い、 海上自衛隊又は航空自 分に応じ、 自衛隊 \mathcal{O}

— 〈 匹 (略)

(幕僚長の職務)

第九条 れぞれ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、 海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の服務を監督する。 以下「幕僚長」という。)は、 統合幕僚長、陸上 幕僚長、 防衛大臣の指揮監督を受け、 海上幕僚長又は航空幕僚長 陸上自衛隊、 そ

- 2 的助言者として防衛大臣を補佐する。 幕僚長は、 それぞれ前条各号に掲げる隊務に関し最 高 0 専門
- 3 に対する防衛大臣の命令を執行する。 幕僚長は、 それぞれ、 前条各号に掲げる隊務に関 部隊等

成

第十条 陸上自衛隊の部隊は、 方面隊その他の防 衛大臣直 直轄部隊

2 \ 4 略)

とする。

第十一条 (方面総監) (略)

2 括する。 方面総監は、 防衛大 臣 の指揮監督を受け、 方面隊の隊務を統

(部隊の長

十四 定めるところにより、 方面 隊、 師 団及び旅団以外の部隊の長は、 一官の指揮監督を受け、 当該部隊の隊務 防衛大臣 0

> 第八条 める者を通じて行うものとする。 揮監督は、 を統括する。 部隊及び機関 長官は、 次の各号に掲げる隊務の ただし、 内閣総理大臣 (以下「部隊等」という。) に対する長官の指 陸上自衛隊、 \mathcal{O} 指 揮 区分に応じ、 海上自衛隊又は航空自衛隊 ;監督を受け、 当該各号に定 自衛隊の隊務

一 〈 匹 略

(幕僚長の職務)

第九条 以 下 自衛隊又は航空自衛隊の隊員の服務を監督する。 れ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、 「幕僚長」という。)は、 統合幕僚長、 陸上 幕僚長、 長官の指揮監督を受け、それぞ 海上幕僚長又は航空幕僚長 陸上自衛隊、 海上

- 2 的 助言者として長官を補佐する。 幕僚長は、それぞれ前条各号に掲げる隊 務に関 L 最 高 0 専 菛
- 3 に対する長官の命令を執行する。 幕僚長は、それぞれ、 前条各号に掲げる隊務に . 関 部 隊等

第十条 陸上自衛隊の部隊は、 方面隊その他の長官直轄部隊とす

(方面 略)

2 \ 4

(略)

2 方面総監は、 長官の指揮 ;監督を受け、 方面隊 0 隊務を統括

(部隊の長)

る。

十四条 るところにより、 方面隊、 上官の指揮監督を受け、 師団及び旅団以外の部 隊 当該部 \mathcal{O} 長 は、 隊の隊務を統 長官の定め

を統括する。

成

団、練習艦隊その他の防衛大臣直轄部隊とする。第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集

2~8 (略)

(自衛艦隊司令官)

第十六条 (略)

隊務を統括する。
2 自衛艦隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、自衛艦隊の

(地方総監)

第十七条 (略)

の定める事項を含む。)を統括する。 衛艦隊その他の防衛大臣直轄部隊に対する補給その他防衛大臣2 地方総監は、防衛大臣の指揮監督を受け、地方隊の隊務(自

(教育航空集団司令官)

第十七条の二 (略)

空集団の隊務を統括する。
2 教育航空集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、教育航

(練習艦隊司令官)

第十七条の三 (略)

隊務を統括する。 2 練習艦隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、練習艦隊

(部隊の長)

るところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統教育航空集団及び練習艦隊以外の部隊の長は、防衛大臣の定め第十八条 自衛艦隊、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊、

括する。

(編成)

団、練習艦隊その他の長官直轄部隊とする。第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集

2~8 (略)

(自衛艦隊司令官)

第十六条 (略)

を統括する。
全統括する。
長官の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務

(地方総監)

第十七条 (略)

を含む。)を統括する。

(教育航空集団司令官

第十七条の二 (略)

団の隊務を統括する。
2 教育航空集団司令官は、長官の指揮監督を受け、教育航空集

(練習艦隊司令官)

第十七条の三 (略)

0

(部隊の長)

ころにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括す教育航空集団及び練習艦隊以外の部隊の長は、長官の定めると第十八条(自衛艦隊、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊、

括する。

(編成

第二十条 教育集団、 航空自衛隊の部隊は、 航空開発実験集団その 航空総隊、 他の防 衛大臣 航空支援集団、 直 |轄部隊とする 航 空

2 \ 8 略

(航空総隊司令官)

第二 一十条の二 略

2 航空総隊司令官は、 防衛大臣の指揮監督を受け、 航空総隊の

隊務を統括する。 (航空支援集団司令官)

第二十条の三 (略

2 援集団の隊務を統括する。 航空支援集団司令官は、 防 衛大臣 の指揮監督を受け、 航空支

(航空教育集団司令官)

第二十条の四 (略)

2 育集団の隊務を統括する。 航空教育集団司令官は、 衛大臣の指揮監督を受け、 航空教

(航空開発実験集団司令官)

第二十条の五 (略)

2 空開発実験集団の隊務を統括する。 航空開発実験集団司令官は、 防衛大臣 の指揮監督を受け、 航

(部隊の長)

第二十条の九 長は、 発実験集団 防衛大臣の定めるところにより、 航空方面 航空総隊、 隊、 航空支援集団、 航空混成団及び航空団以外の部隊の 航空教育集団、 上官の指揮監督を受け 航空開

る。

(編成)

第二十条 教育集団、 航空自衛隊の部隊は、 航空開発実験集団その 航空総隊、 他の長官直轄部隊とする。 航空支援集団、

航空

2 \ 8 略

(航空総隊司令官)

第 一十条の二 (略

2 航空総隊司令官は、 長官の指揮監督を受け、 航空総隊の

隊務

を統括する。

(航空支援集団司令官)

第二十条の三 略

2 航空支援集団司令官は、 長官の指揮監督を受け、

団の隊務を統括する。 (航空教育集団司令官)

第二 一十条の四 略

2 団の隊務を統括する。 航空教育集団司令官は、 長官の指揮監督を受け、 航空教育集

(航空開発実験集団司令官)

第二十条の五 略

2 発実験集団の隊務を統括する。 航空開発実験集団司令官は、 長官の指揮監督を受け、 航 空開

(部隊の長)

第二十条の九 長は、 発実験集団、 長官の定めるところにより、 航空総隊、航空支援集団 航空方面隊、 航空混成団及び航空団以外の部隊の航空支援集団、航空教育集団、航空開 上官の指揮監督を受け、 当

航空支援集

、当該部隊の隊務を統括する。

(特別の部隊の編成)

第二十二条 (略)

2 遣 よる地 指揮 を臨時に編成 十三条第二項の規定による災害派遣、 第八十二条の規定による海上に |第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置 官の 衛大臣 訓 練その他の事由により必要がある場合には、 震防災派遣、 は、 部指揮下に置くことができる。 Ĺ 第七十七条の四 又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の 第八十三条の三の規定による原子力災害派 おける警備 の規定による国民保護等派 第八十三条の二の規定に 行 動 第八十二条 特別の部隊 第八 0 2

3 職務に関しては、 する防 に係る防 \mathcal{O} る部隊が陸上自衛隊の部隊、 部隊 当該部隊に対する防 前二 衛大臣 項の規定により編成され、又は同一 のいずれか二 衛大臣の指揮は、 の命令は、 防衛大臣の定めるところによる。 以上から成る場合における当該 (衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う) 統合幕僚長が執行するものとするほ 統合幕僚長を通じて行 海上自衛隊の 部 指揮官の下に置 部隊又は航空自衛隊指揮官の下に置かれ 部 これに関 隊の 運 用 カゝ

(機関)

第二十四 航空自衛隊 部を置かない 条 の機 防 衛省· ことが 関 0 本省に置かれる陸上自衛隊、 種 類は、 できる。 次 \hat{O} غ おりとする。 海上自 ただし、 衛隊又は その

一~四 (略)

2~5 (略

関に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関6 前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機

該部隊の隊務を統括する。

(特別の部隊の編成)

第二十二条 (略)

官の一部指揮下に置くことができる。 時に編成 訓練その他の事由により必要がある場合には、 地震防災派遣、 条第二項の規定による災害派遣、 十二条の規定による海 長官は、 項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、 ĺ 第七十七条の 又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮 第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、 上に 四の規定による国民保護等派遣、 おける警備 第八十三条の二の規定による 行 動 第八十二条の二第 特別の部隊 第八十三 を臨 第

3 は、 隊に対する長官の指揮監督につい 長官の命令は、 に係る長官の指揮は、 \mathcal{O} る部隊が陸上自衛隊の部隊、 部隊 前二 長官の定めるところによる。 一項の規定により編 のいずれか二以上から成る場合に 統合幕僚長が執行するものとするほか、 統合幕僚長を通じて行 成され、 海上自衛隊 又は同 て幕僚長の行う職務に関 おける当該部隊 \mathcal{O} 指揮官 部隊又は航空自 これに関する \mathcal{O} 下に置 当該部 \mathcal{O} [衛隊 運 用

(機関)

第二十四条 航空自衛隊 部を置かない の機 防衛庁本庁に置かれる陸上自衛隊、 ことが 関 0 種 できる。 類 がは、 次 \mathcal{O} とおりとする。 海上自衛隊 ただし、 その 又は

一~四 (略)

2~5 (略)

関に対する長官の指揮監督について幕僚長の行う職務に関して6 前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機

しては、 防衛大臣の定めるところによる。

第二十五条

2 識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実り防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で前項の知 施する。 前項に規定するもののほか、学校は、 第百条の二の規定によ

3

4 校長は、 防衛大臣の定めるところにより、 校務を掌理する。

5 (略)

(補給処)

第 一十六条 略

2

3 ただし、防衛大臣は、 処長は、 防衛大臣の定めるところにより、 必要があると認める場合には、 処務を掌理する。 方面総監

に陸上自衛隊の補給処の処長を指揮監督させることができる。

4 5 (略)

(病院

第二十七条 略

2

3 ただし、 病院長は、 地方総監又は航空総隊司令官に指揮監督させることができ 防衛大臣は、 防衛大臣の定めるところにより、 必要があると認める場合には、 院務を掌理する 方面: 総

(研究本部)

る。

第二十七条の二 略

は、長官の定めるところによる。

第二十五条

略

2

び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施す り長官が受託した外国人及び技術者の教育訓練で前項の 前項に規定するもののほか、 学校は、 第百条の二の規定によ 知識及

る。

3 (略)

4 校長は、 長官の定めるところにより、 校務を掌理する。

(略)

5

第 一十六条 (補給処 略

2 (略)

3 衛隊の補給処の処長を指揮監督させることができる。 し、長官は、 処長は、 長官の定めるところにより、 必要があると認める場合には、方面総監に陸上自 処務を掌理する。 ただ

4 • 5 (略)

(病院)

第二十七条 略

2

3 総監又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。 だし、長官は、 病院長は、 長官の定めるところにより、 必要があると認める場合には、 院務を掌理する。 方面総監、 地方 た

(研究本部)

第二十七条の二 略

2 (略

(補給統制本部)

2 (略)

(補給本部)

る調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。 うとともに、海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定す総合調整並びに海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の管理を行隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び第二十七条の四 補給本部においては、海上自衛隊又は航空自衛

2 (略)

る。 衛艦隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができずる。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、自3 補給本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理

(特別の事務)

務、処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる長、病院長、研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長に校第二十八条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、校長、処

2 (略

理

3 研究本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する

(補給統制本部)

(略)

2

3

補給統制本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌

する。

うとともに、海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定す総合調整並びに海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の管理を行隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び第二十七条の四 補給本部においては、海上自衛隊又は航空自衛(補給本部)

2 (略)

る調達の事務のうち長官が定めるものを行う。

令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。。ただし、長官は、必要があると認める場合には、自衛艦隊司3 補給本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する

(特別の事務)

処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる。こ病院長、研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長に校務、第二十八条 長官は、必要があると認めるときは、校長、処長、

長又は補給本部長を指揮監督させることができる。 総隊司令官に校長、 面 「総監、 この場合においては、 師団 長、 旅団長、 処長、 防衛大臣は、これらの事務について方 病院長、 自衛艦隊司令官、 研究本部長、 地方総監又は航空 補給統制本部

第二十九条 報、 自衛官の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。 地方協力本部においては、 地方における渉外及び広

(地方協力本部)

2

3 監の指揮監督を受け、 地方協力本部長は、 部務を掌理する。 防衛大臣の定めるところにより、 方面総

(捕虜収容所)

第二十九条の二 を行う。 定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の規 捕虜収容所においては、 武力攻撃事態における

2

3 (任命権者及び人事管理の基準) 所長は、 防衛大臣の定めるところにより、 所務を掌理する。

第三十一条 は、 員である隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。)について戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者(防衛施設庁の職 防衛施設庁長官又はその委任を受けた者)が行う。 隊員の任用、 休職、 復職、 退 職、 免職、 補職及び懲

2 は、 隊員の任免、 防衛大臣 が定める。 分限 懲戒 服務その他人事管理に関する基準

(服制

第三十三条 自衛官、 予備自衛官、 即応予備自衛官、 予備自衛官

> 給本部長を指揮監督させることができる。 官に校長、 師 の場合にお 団長、 旅団長、 処長、 いては、 病院長、 自衛艦隊司令官、 長官は、これらの事務について方面 研究本部長、 地方総監又は航空総隊司令 補給統制 本部長又は補

(地方協力本部)

第二十九条 自衛官の募集その他長官の定める事務を行う。 地方協力本部においては、 地方における渉外及び広

2 (略)

3 指揮監督を受け、 地方協力本部長は、長官の定めるところにより、 部務を掌理する。 方面総監

 \mathcal{O}

(捕虜収容所)

第二十九条の二 う。 定による捕虜等の抑留及び送還のほか、 捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の規 捕虜収容所においては、 武力攻撃事態における 長官の定める事務 を行

2 略

3 (任命権者及び人事管理の基準) 所長は、 長官の定めるところにより、 所務を掌理する。

第三十一条 ある隊員 防衛施設庁長官又はその委任を受けた者) 戒処分は、 (防衛施設庁長官及び自衛官を除く。 長官又はその委任を受けた者(防衛施設庁の職員で 隊員の任用、 休職、 復職、 退 職、 が行う。 免職、 補職 及び懲 ては、

2 は、 隊員の任免 長官が定める。 分限 懲戒、 服務その他人事管理に関する基準

(服制)

第三十三条 自衛官、 予備自衛官、 即応予備自衛官、 予備. 自

る。 勤務の性質上制 練を受けている者をいう。 補 十六条第 防 衛大学校の学生 項の教育訓練を受けている者をいう。 服を必要とする隊員の服制は、 (防衛省設置 防衛医科大学校の学生 法 第十 五 条第 防衛省令で定め)その他その 項 (同法第 0

(隊員の採用)

第三十五条 (略)

必要な事項は、防衛省令で定める。 2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し

(陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間並びにその延

第三十六条 できる。 等空士、二等空士及び三等空士 陸士長等」という。 大臣の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等 は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、防衛 及び三等海士(以下 その志願に基き、三年を任用期間として任用されることが 陸士 長、)は二年を、 等陸士、二等陸士及び三等陸士 海士長等」という。) (以下「空士長等」という。) 海士長、 等海士、二等海 並びに空士長、 (以 下 士

- のうち防衛大臣の定めるものについては、適用しない。基き陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者2 前項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に
- 又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものにあつては降任の日、前項に規定する陸曹候補者、海曹候補者等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級から降任された場合3 第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。ただし、三

3

る。
勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、内閣府令で定め十八条第二項の教育訓練を受けている者をいう。)その他その練を受けている者をいう。)、防衛医科大学校の学生(同法第補、防衛大学校の学生(防衛庁設置法第十七条第二項の教育訓補、防衛大学校の学生(防衛庁設置法第十七条第二項の教育訓

(隊員の採用)

第三十五条 (略)

必要な事項は、内閣府令で定める。 2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関

(陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間並びにその延

第三十六条 る。 その志願に基き、三年を任用期間として任用されることができ 等空士、二等空士及び三等空士(以下「空士長等」という。 は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、長官 及び三等海士(以下 陸士長等」という。 の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、 陸士 長、一)は二年を、 海士長等」という。 等陸士、一 一等陸士及び三等陸士 海士長、 一等海士、 並びに空士長、 二等海 以 下

- のうち長官の定めるものについては、適用しない。 基き陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者2 前項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に
- 又は空曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものがそにあつては降任の日、前項に規定する陸曹候補者、海曹候補者等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級から降任された場合第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。ただし、三

れた日とする。がその指定を取り消された場合にあつては当該指定を取り消さ

- 4 引き続いて任用された日とする。 用することができる。 が志願をしたときは、 満了した場合に 防衛大臣は、 陸 おいて、 士 長 この場合における任用期間の起算日は、 等、 引き続き二年を任用期間としてこれを任 当該陸士長等、 海士 長等 又は空士 海士長等又は空士長等 長等の任 用 期 間 が
- 5 以内、 には、 期間を延長することができる。 項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年 ことが自衛隊の 士長等又は空士長等が任用期間が満了したことにより退職する 防衛大臣は、 その他 当該陸士長等、 の場合にあつては六月以内の期間 任用期間を定めて任用されている陸士長等、 任務の遂行に重大な支障を及ぼ 海士長等又は空士長等が第七十六条第一 を限つて、 すと認める場合 任用 海

(自衛官以外の隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 選考により、 とされる業務に従事させる場合には、 識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経 同 を定めて任用することとされ 五 /は優れた識見を一 の隊員を除く。 条の規定にかかわらず、 て権限を有する者 を採用することができる。 任期を定め 第三十一条第一項の規定により隊員の任免に 以下この条から第三十六条の四までにおいて 定の期間活用して遂行することが特に必要 (以下「任命権者」という。) は、 て自衛官以外 高度の専門的な知識経験又は優れ ている官職を占める隊員及び非常 防衛大臣 \mathcal{O} 隊員 (法律により任期 の承認を得て、 第三十 験 た

任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有

2

日とする。 の指定を取り消された場合にあつては当該指定を取り消された

4

ることができる。 願をしたときは、 した場合において、 長官は、 いて任用された日とする。 陸士 長 この場合における任用期間の起算日は、 等、 引き続き二年を任用期間としてこれ 当該陸士長等、 海士長等又は空士 海士長等又は空士長等が志 長等の 任 用 期 を任用す 間 が 引き 満

が自衛隊の 等又は空士長等が任用期間が満了したことにより退職すること を延長することができる。 規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内 その他の場合にあつては六月以内の期間 当該陸士長等、 長官は、 任用期間を定めて任用されている陸士長等、 任務の遂行に重大な支障を及ぼ 海士長等又は空士長等が第七十六条第一項 を限つて、 すと認める場合には 海 用 期間 士 \mathcal{O}

5

(自衛官以外の隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免に 隊員を除く。 めて任用することとされている官職を占め とされる業務に従事させる場合には、 又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要 識見を有する者をその者が有する当該高度の 五条の規定にかかわらず、 いて権限を有する者 により、 を採用することができる。 任期を定めて自 以下この条から第三十六条の (以下「任命権者」という。) は、 衛官以外の 高度の専門的 隊員 長官の承認を得て、 な知識経験又は優 (法律により任期 四までにおいて同 る隊員及び非常勤 専門的な知 第三十 識 を定 選考 経験 れた

隊員を採用することができる。衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外のとが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、防とが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、防とされる当該者を当該業務に期間を限つて従事させることがなる。

一~三 (略)

内において、その任期を更新することができる。、防衛大臣の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲期付隊員」という。)の任期が五年に満たない場合にあつては任期を定めて採用された自衛官以外の隊員(次条において「任第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により

2 (略)

中、他の官職に任用することができる。 中、他の官職に任用することができる。 日本活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその 見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその とされるものを除く。以下この条において同じ。)に任用する とされるものを除く。以下この条において同じ。)に任用する とされるものを除く。以下この条において同じ。)に任用する とされるものを除く。以下この条において同じ。)に任用することができる。 中、他の官職に任用することができる。

(研究員の任期を定めた採用)

官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。第四項において同隊員(防衛省本省の機関又は部隊等の長その他の政令で定める次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて自衛官以外の界三十六条の六 任命権者は、第三十五条の規定にかかわらず、

を採用することができる。
「官の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員とが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、長ときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることきであいて、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するする者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させ

一 〜 三 (略)

おいて、その任期を更新することができる。
、長官の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内に期付隊員」という。)の任期が五年に満たない場合にあつては任期を定めて採用された自衛官以外の隊員(次条において「任第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により

2 (略)

第三十六条の五 他の官職 見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその 官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れ 場合に限 場合その とされるものを除く。以下この条において同じ。 職務の主たる内容とする他の官職 り、 他任期付隊員を任期を定めて採用した趣旨に反 に任用することができる。 長官の承認を得て、 任命権者は、 任 期付隊 任期付隊員 (自衛官をもつて充てること 員 が採用時に占め 点を、)に任用する その任期中、 しない てい た識

(研究員の任期を定めた採用)

第三十六条の六 官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除 次に掲げる場合には、 (防 衛庁 本庁の機関又は部隊等の長その 任命権者は、 選考により、任期を定めて自衛官以 第三十五条 \mathcal{O} 対規定に、 第四 他 の政 にかかわ 「項において同 令で定める らず、 外の

- じ。)を採用することができる。

(略)

- う場合には、防衛大臣の承認を得なければならない。2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行

4 (略)

ときは、五年)を超えない範囲内で任命権者が定める。 究業務の性質上特に必要がある場合で、防衛大臣の承認を得た2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年(研

3

し。)を採用することができる。

従事させる場合

「関する業務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する業務をいう。以下この条及び次条において行う試験研究にの他の防衛庁本庁の機関又は部隊等において行う試験研究本部その専門的な知識経験を必要とする研究業務(技術研究本部そと認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度

一 (略)

- う場合には、長官の承認を得なければならない。2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行

4 (略)

は、五年)を超えない範囲内で任命権者が定める。 究業務の性質上特に必要がある場合で、長官の承認を得たとき2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年(研

3

第三十六条の八 任命権者は、第三十六条の六第一項第一号の規 別で、その任期を更新することができる。 別で、その任期を定めて採用した日から五年を超えない範囲内にお ない場合にあつては採用した日から五年、当該隊員のうち同項の防 にあつては採用した日から五年、同項第二号の規定により にあつては採用した日から五年、同項第二号の規定により により任期を定めて採用された隊員の任期が五年に満たない 場合にあっては採用した日から五年、同項第二号の規定により により、第三十六条の八 任命権者は、第三十六条の六第一項第一号の規

2 (略)

(隊員の昇任)

第三十七条

(略)

必要な事項は、防衛省令で定める。2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に関し

(欠格条項)

第三十八条 (略)

で定める場合を除き、当然失職する。
2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令

(条件附採用)

第四十一条 (略)

月をこえる期間を要するものについては、防衛省令で定める。2 条件附採用に関し必要な事項及び条件附採用期間であつて六

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)

に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があ四十四条の五において同じ。)は、定年に達したときは、定年第四十四条の二 隊員(自衛官を除く。以下この条、次条及び第

第三十六条の \mathcal{O} にあつては採用した日から五年を超えない 承認を得て任期が定められた隊員の任期が五年に満たない場合 にあつては採用した日から三年、 条第二項の長官の承認を得て任期が定められた場合を除く。) 任期を定めて採用された隊員の任期が三年に満たない場合 場合にあつては採用した日から五年、 定により任期を定めて採用された隊員 任期を更新することができる。 任命権者は、 当該隊員 の任 同項第二号の規定により 範囲内において、 のうち同項の長官の 期が五年に満たな 項 号の (前 規

2 (略)

(隊員の昇任)

第三十七条 (略)

(欠格条項)

第三十八条 (略)

で定める場合を除き、当然失職する。
2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、内閣府

(条件附採用)

第四十一条 (略)

月をこえる期間を要するものについては、内閣府令で定める。2 条件附採用に関し必要な事項及び条件附採用期間であつて六

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)

に達した日以後における最初の三月三十一日又は長官があらか四十四条の五において同じ。)は、定年に達したときは、定年第四十四条の二 隊員(自衛官を除く。以下この条、次条及び第

四において「定年退職日」という。)に退職する。らかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の

2 · 3 (略)

第四十四条の三 (略)

2 起算して三年を超えることができな により、 認められる十分な理由があるときは、 期限が到来する場合において、 ただし、 任 命権者は、 年を超えない範囲内で期限を延長することができる その期限は、 前 項 の期限又はこの項の規定により延長され 当該隊員に係る定年退 前項の事由が引き続き存すると V) 防衛大臣の定めるところ 職日の翌日から た

(自衛官の定年及び定年による退職の特例)

第四十五条 (略)

2

略

目衛官への定年退職者等の再任用)

第四 の勤務実績等に うことを職務とする常時 ることができる。 勤務実績等に基づく選考により、 一十五条の二 教育、 項の規定により勤務した後退職 任命権者は、 研究、 '勤務を要する官職に引き続いて採用す 補給その他防 前条第一 衛大臣 年を超えない範囲内で任 項の規定により退 の定める業務を行 した者を、 定職した 従前

おいて「定年退職日」という。)に退職する。じめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の四

2 · 3 (略)

第四十四条の三(略)

2 り、 だし、 認められる十分な理由があるときは、 期限が到来する場合におい て三年を超えることができな 任命権者は、 その期限は、 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。 前 項の期 当該隊員に係る定年退 限又はこの て、 V) 前 項の事由 項 長官の定めるところによ の規定により延長され 職日の翌日から起 が引き続き存すると

(自衛官の定年及び定年による退職の特例

第四十五条 (略)

2 (略)

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 期 とができる。 とを職務とする常時勤務を要する官職 者又は同条第三項の規定により勤務 勤務実績等に基づく選考により、 教育、 任命権者は、 研究、 補給その他長官の定める業務を行うこ 前条第 した後退職した者を、 年を超えない範囲 項の規定により退 に引き続い て採用するこ 内で任 職 した 従前

2 · 3 (略)

(学生の分限及び懲戒の特例)

認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。「別の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者の教育訓練を受けている者の教育訓練を受けている者がいて「学校長」という。)は、防衛省設置法第十五条第一項第四十八条 防衛大学校又は防衛医科大学校の長(以下この条に

2~5 (略)

(審査請求の特例)

受けた場合における審査請求は、防衛大臣に対して行うものとて降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を2 防衛施設庁長官の委任を受けた者により隊員がその意に反し

2·3 (略)

4

限り、任期を延長することができる。 以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大 長官は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が

(学生の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 る。 第九十六条第一項及び第九十八条の二第一項において「学生」 という。)が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがな の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者 おいて「学校長」という。 いと認める場合には、 (以下この条、 防衛大学校又は防衛医科大学校の長 第五十条、 その意に反して退校を命ずることができ 第五十条の二、第五十八条第二項、 は、 防衛庁設置法第十七条第一 (以下この 条に 項

2~5 (略)

(審査請求の特例)

のとする。

一のとする。

(不服申立ての処理

第四十九条 略

2 3 年法律第百二十号) けた場合には、 防衛大臣は、 これを審議会等 第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受 第八条に規定する機関をいう。

(国家行政組織法

昭和二十三 以下同じ。

4

で政令で定めるものに付議しなければならない。

5 Ļ ばならない。 の処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなけれ 隊員がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、そ 防 又は変更する場合において、必要があると認めるときは、 衛大臣は、 第一項に規定する処分の全部又は一 部を取り消

6 • 7 (略)

(服務の宣誓)

第五十三条 誓をしなければならない。 隊員は、 防 、衛省令で定めるところにより、 服務の宣

(勤務態勢及び勤務時間等)

第五十四条 (略)

2 定める。 隊員の勤務時間及び 休暇 は、 勤務 の性質に応じ、 防衛省令で

(指定場所に居住する義務)

第五十五条 臣が指定する場所に居住しなければならない。 自衛官は 防衛省令で定めるところに従 防衛大

第五 (品位を保 一つ義務) 略

不服申立ての処理

略

第四 一十九条

2 (略)

3

八 場合には、 政 長官は、 令で定めるものに付議しなければならない。 十九号) これを審議会等 第五十四条に規定する機関をいう。 第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた (内閣府設置 法 伞 成十 下同じ。 年法律第

(略)

5 4

らない。 がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、 分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければな 又は変更する場合において、必要があると認めるときは、 長官は、 第一項に規定する処分の全部又は 部を取り消 その処 隊員

6 · 7

(服務の宣誓)

第五十三条 誓をしなければならない。 隊員は、 内閣府令で定めるところにより、 服務の宣

(勤務態勢及び勤務時間等)

第五十四条 略

2 定める。 隊員の勤務時間 及び休暇は、 勤 一務の性質に応じ、 内 閣 府令

、指定場所に居住する義務)

第五十五条 指定する場所に居住 自衛官は しなければならない。 内閣府令で定めるところに従 長官が

(品位を保つ義務)

第五十八条 略

着用し、服装を常に端正に保たなければならない。 2 自衛官及び学生は、防衛大臣の定めるところに従い、制服

を

2

(秘密を守る義務)

第五十九条 (略)

ならない。その職を離れた後も、同様とする。 する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければ2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属

3 (略)

(職務に専念する義務)

弗六十条 (略)

- 2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の
- 、、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができなも、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができなを兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合において以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職3 隊員は、自己の職務以外の防衛省の職務を行い、又は防衛省、

(私企業からの隔離)

第六十二条 (略)

れに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。) は、離職2 隊員 (第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこ

し、服装を常に端正に保たなければならない。自衛官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用

(秘密を守る義務)

第五十九条 (略)

2

ない。その職を離れた後も、同様とする。する事項を発表する場合には、長官の許可を受けなければなら、、受員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属

(略)

3

(職務に専念する義務)

第六十条(四

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外の2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外のい。

い。

 内閣府令で定める場合を除き、給与を受けることができなも、内閣府令で定める場合を除き、給与を受けることができなを兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合において以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職3 隊員は、自己の職務以外の防衛庁の職務を行い、又は防衛庁

(私企業からの隔離

第六十二条 (略)

れに準ずる者として内閣府令で定めるものを除く。) は、離職2 隊員(第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこ

。接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならないの離職前五年間に在職していた|防衛省本省|又は防衛施設庁と密後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、そ

- 3 用しない。 防 **|衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、** 前二 項 \mathcal{O} 規定 は、 隊 資が、 防 、衛省令で定める基準に従 11 · 行う 適
- ればならない。

 文ことに係る承認を行い、又は行わないこととする場合には、くことに係る承認を行い、又は行わないこととする場合には、の衛大臣は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位に就

4

5 臣が行つた第三項の承認の処分 した理由その他必要な事項を報告しなければならない。 承認に係る営利を目的とする会社その他の団体 年間に在職していた防衛省本省又は防衛施設庁における官職 内閣は、 に関し、 毎年、 各承認の処分ごとに、 遅滞なく、国会に対 第一 承認に係る者が離職前五項の規定に係るものを除 Ļ 前年にお \mathcal{O} 地位、 いて 防 承認 衛大 を

(他の職又は事業の関与制限)

第六十三条 営利 職並びに前条第 従 国家機関 行う防 企業以外の事業を行う場合には、 隊員 衛大臣の 特定独立行政法人、公社及び地方公共団体の機関 兵は、 項の地位以外の職又は地位に就き、 承認を受けなければならな 報酬を受けて、 第六十条第二項に規定する 防衛省令で定め る基準 あるい にはの

(防衛医科大学校卒業生の勤続に関する義務)

第二項に規定する防衛医科大学校卒業生をいう。第九十九条第第六十四条の二 防衛医科大学校卒業生(防衛省設置法第十六条

接な関係に \mathcal{O} 離職 前五. 間 は、 .あるものに就くことを承諾. 年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密 営利を目的とする会社その他 し又は就 \mathcal{O} 寸 いてはならな 体 \mathcal{O} 地 位 で、 そ

ない。 長官又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用し3 前二項の規定は、隊員が、内閣府令で定める基準に従い行う

ならない。で定める審議会等に付議し、その議決に基づいて行わなければで定める審議会等に付議し、その議決に基づいて行わなければとに係る承認を行い、又は行わないこととする場合には、政令長官は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位に就くこ

5)に関し、 に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁における官職 行つた第三項の承認の処分 理由その他必要な事項を報告しなければならな に係る営利を目的とする会社その 内閣は、 各承認の処分ごとに、 毎年、 遅滞なく、 とに、承認に係る者が離職前五(第一項の規定に係るものを除 国会に対 他の団体の地位、 前 年に おいて長官 をした 承認 <u>`</u> 年間

、他の職又は事業の関与制限

第六十三条 従い行う長官の承認を受けなければならない 営利企業以外の事業を行う場合には 職並びに前条第一 国家機関 隊員は、 特定独立行政法人、 項の地位以外の職又は地位に就き、 報酬を受けて、 公社及び地方公共団体の機関 第六十条第二 内閣府令 定める基準 項に規定す あ るい は \mathcal{O}

(防衛医科大学校卒業生の勤続に関する義務)

第三項に規定する防衛医科大学校卒業生をいう。第九十八条の第六十四条の二 防衛医科大学校卒業生(防衛庁設置法第十八条

ならない。間を経過するまでは、隊員として勤続するように努めなければ一項において同じ。)は、当該教育訓練を修了した後九年の期

(委任規定)

の服務に関し必要な事項は、防衛省令で定める。第六十五条本節又は自衛隊員倫理法に定めるもののほか、隊員

(予備自衛官)

第六十六条 (略)

定員外とする。
2 予備自衛官の員数は、四万七千九百人とし、防衛省の職員の

(採用等)

により、選考によつて行うものとする。されたことがある者の志願に基づき、防衛省令で定めるところず、自衛官であつた者又は次項の規定により予備自衛官に任用第六十七条 予備自衛官の採用は、第三十五条の規定にかかわら

2 (略

相当の自衛官の階級を指定するものとする。用された予備自衛官に対し、防衛省令で定めるところにより、3 防衛大臣又はその委任を受けた者は、前二項の規定により任

(任用期間及びその延長)

第六十八条 (略)

官に任用することができる。この場合における任用期間の起算したときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛者を含む。)がその任用期間が満了した場合において、志願を招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている2 防衛大臣は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による

を経過するまでは、隊員として勤続するように努めなければな一において同じ。)は、当該教育訓練を修了した後九年の期間

(委任規定)

の服務に関し必要な事項は、内閣府令で定める。第六十五条本節又は自衛隊員倫理法に定めるもののほか、隊

員

(予備自衛官)

第六十六条 (略)

| 注動トでする。 | 2 || 予備自衛官の員数は、四万七千九百人とし、防衛庁の職員

 \mathcal{O}

されたことがある者の志願に基づき、内閣府令で定めるところず、自衛官であつた者又は次項の規定により予備自衛官に任用第六十七条 予備自衛官の採用は、第三十五条の規定にかかわら(採用等)

2 (略)

により、

選考によつて行うものとする。

の自衛官の階級を指定するものとする。れた予備自衛官に対し、内閣府令で定めるところにより、相当3 長官又はその委任を受けた者は、前二項の規定により任用さ

(任用期間及びその延長)

第六十八条 (略)

任用することができる。この場合における任用期間の起算日はときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に合む。)がその任用期間が満了した場合において、志願をしたの令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を2 長官は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集

日 引き続 て任 用された日とす

3 内 の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な 招集命令を受け、 %合において、 の期間を限り、 防衛大臣 者の任用期間を延長することができる。 は、 当該自衛官が予備自衛官としての任用期間が満 予備自衛官が第七十条第一 その他の場合にあ 同条第三項の規定により自衛官となつている つては六月以 項各号の規定によ 分内の 期間を限 る

4 略

り、

その

(昇進

第六十九条 ことができる。 れ 能力の実証に基く選考により、 ている自衛官の階級より上位の階級を指定して、 防衛大臣又はその委任を受けた者は、 予備自衛官を、 その現に指定さ 勤務実績又は 昇進させる

2 要な事項は、 前項の選考その他 防衛省令で定める。 予備自衛官の昇進の方法及び手続に関 し必

(予備自衛官の呼称及び 制服の着 用

第六十九条の二 略

- 2 V, 訓練に従事する場合においては、 予備自衛官は、 服を着 用しなければならない 第七十一条に規定する訓練招集命令を受けて 防衛大臣の の定めるところに従
- 3 防 大臣の定めるところにより、 項に規定するもの 0) ĺŦ か、 予備自衛官は、 制服を着用することができる 次の場合には、

略

いて任用された日とす

3

その 期間を限り、 定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の を及ぼすと認めるときは、 たことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障 命令を受け、 おいて、 長官は、 者の任用期間を延長することができる。 当該自衛官が予備自衛官としての 予備自衛官が第七十条第一 その他の場合にあつては六月以 同条第三項の規定により自衛官となつてい 当該自衛官が第七十六条第 項各号の規定によ 内の 任用期間 期間を限 一項の規 が . る場合 満 る招 了し

4 (略)

(昇進

第六十九条 いる自衛官の階級より上位の階級を指定して、 の実証に基く選考により、 が できる。 長官又はその委任を受けた者は、 予備自衛官を、 その現に指定されて 勤務実績又は能 昇進させること 力

2 要な事項は、 前項の選考その他予備自衛官の昇進の方法及び手続に関 内閣府令で定める。 し必

(予備自衛官の呼称及び制服の着用)

第六十九条の二 略

- 2 訓練に従事する場合においては、 制 予備自衛官は、 服を着用しなければならない。 第七十一条に規定する訓 長官 0 定めるところに従い、 練招集命令を受けて
- 3 長 【官の定めるところにより、 前項に規定するもの のほ か、 制服を着用することができる。 予備 自 衛 官は、 次の

略

自 I 衛隊 0 行 なう行事その他防衛大臣の定める行事に参加 す

、防衛招集、 国民保護等召集及び災害招集

第七十条 令書による招集命令を発することができる。 臣の承認を得て、 防衛大臣は、 予備自衛官に対し、 次の各号に掲げる場合には、 当該各号に定める招集命 内閣総理大

<u>\</u> = 略

2

3 おいて、 に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合に を発せられることなく、 第一項各号の招集命令により招集された予備自衛官は、 当該自衛官の員数は、 招集に応じて出頭した日をもつて、 防衛省の職員の定員外とする。 辞 現 令

4

- 5 る場合においては、 応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認め \mathcal{O} とができる。 招集命令を取り \mathcal{O} 故障その他真にやむを得ない事由により指定の日時に、 場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は招集に 第一項各号の 消し、 規定による招集命令を受けた予備自衛官が心身 防衛大臣は、政令で定めるところにより、 又は招集を猶予し、 若しくは解除するこ 指定
- 6 なつた場合には、 項 (の規定により自衛官となつた者について、 防衛大臣は、 第 速やかに、 項各号の規定による招集命令を受け、 招集を解除しなければならない。った者について、招集の必要がなく 第三

7

8 て、 新たに第 衛大臣は、 項各号に掲げる場合に該当するときは、 第六項の規定により招集を解除する場合におい 内閣総

> 自衛隊の行 なう行事その他 長官の定める行事に参加する場

防衛招 集、 国民保護等召集及び災害招 集

第七十条 による招集命令を発することができる。 承認を得て、 長官は、 予備自衛官に対し、 次の各号に掲げる場合には、 当該各号に定める招集 内閣総理 命令書 大臣

 \mathcal{O}

略

2

3

おいて、 を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもつて、 に指定されている階級の自衛官となるものとする。この場合に 第一項各号の招集命令により招集された予備自衛官は、 当該自衛官の員数は、 防衛庁の職員の定員外とする。 現

4 (略)

5 の故障その他真にやむを得ない事由により指定の日時に、 できる。 命令を取り る場合においては、 応じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認め の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は招集に 第一項各号の規定による招集命令を受けた予備自衛官が 消し、 又は招集を猶予し、 長官は、 政令で定めるところにより、 若しくは解除することが 指定 心身 招集

6 た場合には、 規定により自衛官となつた者について、 長官は、 第一 速やかに、 項各号の規定による招集命令を受け、 招集を解除しなければならない。 招集の必要がなくな 第三項 \mathcal{O} 0

7

8 新たに第 長官は、 項各号に掲げる場合に該当するときは、 第六項の規定により招集を解除 する場合にお 内閣 総理大 て、

理大臣 る。 集 招集命令を受け、 11 て、 〈命令書による招集命令を発することができる。 当該招集命令を受けた自衛官は、 \mathcal{O} 承認 を得て、 第三項の規定により自 当該自衛官に対し、 一衛官となつたものとす 同項各号の規定による 当該各号に定める招 この場合にお

9

源網集)

第 集期間を定め 訓 練招集命令を発することができる。 防 て、 衛大臣は、 予備自衛官に対し、 所要の 訓練を行うため、 訓練招集命令書によつて 各 回ごとに招

- 2 3 略
- 4 集命令を取り消し、 においては、防衛大臣は、政令で定めるところに 頭することができない旨を申し出た場合又は訓練招集に応じて 出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合 \mathcal{O} 故障その他 第一 項の規定による訓 正当な事由により指定の 又は変更することができる。 練招集命令を受けた予備自衛官が心 り日時に、 指定の場所に出 により、 訓練招 身
- 5 大臣が指定する場所に 招集されている期間中、 第一 所変更の届出 項の訓練 練招集命令により招集された予備自衛官は、 居住 防衛省令で定めるところに従い して、 訓 練に従事するものとする。 防衛 その

第七十四 ため なつたときは、 すみやかに、 長期の休 条 予備自衛官は、 その旨を届け出なければならない。 養を要するに至つたとき、 政令で定めるところにより、 住所を変更したとき、 又は心 防 衛大臣 身障害の状態と 心身の故障 に 対し、 \mathcal{O}

2

2

令書による招集命令を発することができる。 臣 命 この承認 令を受け、 当該招集命令を受けた自衛官は、 を得て、 第三項の規定により自衛官となつたものとする。 当該自衛官に対し、 同項各号の規定による招集 当該各号に定める招 この場合において

略

9

(訓練招

第 間を定め 七 練招集命令を発することができる。 十一条 て、 長官は、 予備自衛官に対し、 所要の 訓練を行うため、 訓練招集命令書によつて、 各回ごとに招集

訓期

- 2 • 3 (略)
- 4 頭することができない旨を申し出た場合又は訓練招集に応じて 令を取り消し、 においては、 出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合 の故障その他正当な事由 第一 項の規定による訓 長官は、 又は変更することができる。 政令で定めるところにより、 により指定の日時に、 練招集命令を受けた予備自衛官が 指定の場 訓練招 新に出 宁
- 5 が指定する場所に居住 招集されている期間中、 項の訓練招集命令により招集された予備自 して、 内閣府令で定めるところに従 訓 練に従事するものとする。 衛官は、 長官 その

在所変更の届 出

第七 B なつたときは、 ため長期 十四条 その旨 \mathcal{O} 予備自衛官は、 休養を要するに至つたとき、 政令で定めるところにより、 を届け出なければならない。 住所を変更したとき、 又は心身障害の 長官に対し、 心身の故 状態と すみ 障 \mathcal{O}

3 ろにより、 前 項の 備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、 同居の親族その他政令で定める者は、 防衛大臣に対し、すみやかに、 その旨を届け出なけ 政令で定めるとこ

(即応予備自衛官)

ればならない。

第七十五条の二

2 職員の定員外とする。 即応予備自衛官の員数は、 八千三百七十八人とし、 防衛省 0

(部隊の指定)

第七十五条の三 務する陸上自衛隊の部隊を指定するものとする。 された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤 自衛官に対し、 次条第一項各号に規定する招集命令により招集 防衛大臣又はその委任を受けた者は、 即応予備

衛招集、 国民保護等招集、 治安招集及び災害等招

第七十五条の四

令を発することができる。 予備自衛官に対し、 一要があると認めるときは、 防衛大臣は、 当該各号に定める招集命令書による招集命 次の各号に掲げる場合において、 内閣総理大臣の承認を得て、即応

〈 匹 略

2

4 3 る陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合に 辞令を発せられることなく、招集に応じて出 現に指定されている階級の自衛官となつて現に指定されてい 防 第一項各号の招集命令により招集された即応予備自衛官は、 衛大臣は、 当該自衛官の員数は、 第 項各号の規定による招集命令を受け、 防衛省の職員の定員外とする。 頭 した日をもつて 前項

> 3 ならない。 ろにより、 前項の同 予備自衛官が死亡したとき、 居の親族その他政令で定める者は、 長官に対し、 すみやかに、 又は所在不明となつたときは、 その旨を届け出なければ 政令で定めるとこ

(即応予備自: 衛官)

第七十五条の二

2 職員の定員外とする。 即応予備自衛官の員数は、 八千三百七十八人とし、 防衛庁

 \mathcal{O}

(部隊の指定)

第七 る陸上自衛隊の部隊を指定するものとする。 た場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤 官に対し、次条第一項各号に規定する招集命令により招集され 十五条の三 長官又はその委任を受けた者は、 即応予備 務す 自

(防衛招集、 国民保護等招集、 治安招集及び災害等招

第七十五条の四 発することができる。 自衛官に対し、 があると認めるときは、 当該各号に定める招集命令書による招集命令を 長官は、 内閣総理大臣の承認を得て、即応予備 次の各号に掲げる場合において、 必

<u>〈</u> 匹 略

3 2

、現に指定されている階級の自衛官となつて現に指定されてい辞令を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもつて る陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合に 第一項各号の招集命令により招集され 長官は、 当該自衛官の員数は、 第 項各号の規定による招集命令を受け 防衛庁の職員の定員外とする。 た即応予備自衛官は、 前項の規

4

お

つた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくな

- 5 (略)
- 6 官となつたものとする。 項各号の規定による招集命令を受け、 きる。この場合において、 当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することがで めるときは、 て、 防衛大臣は、 新たに第一 内閣総理大臣の承認を得て、 第四項 項各号に掲げる場合に該当し、必要があると認 の規定により招集を解除する場合にお 当該招集命令を受けた自衛官は、同 第三項の規定により自衛 当該自衛官に対し、 11
- 7 (略)

(訓練招集

によつて、訓練招集命令を発することができる。に招集期間を定めて、即応予備自衛官に対し、訓練招集命令書第七十五条の五一防衛大臣は、所要の訓練を行うため、各回ごと

- 2 (略)
- 内で防衛省令で定める期間とする。 第一項の招集期間は、一年を通じて、三十日を超えない範囲
- 4 (略)

(勤続報奨金)

り、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。、良好な成績で勤務したときは、防衛省令で定めるところによがその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつけ、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。) 第七十五条の七 防衛大臣又はその委任を受けた者は、即応予備

場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた

5 (略)

6

- なつたものとする。 号の規定による招集命令を受け、 ときは、 新たに第一項各号に掲げる場合に該当し、 各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる この場合において、 長官は、 内閣総理大臣の承認を得て、 第四 項の規定により招集を解除する場合におい 当該招集命令を受けた自衛官は、 第三項の規定により自衛官と 当該自衛官に対し、当該 必要があると認める 同項各 て、
- (略)

7

(訓練招集)

つて、訓練招集命令を発することができる。 集期間を定めて、即応予備自衛官に対し、訓練招集命令書によ第七十五条の五 長官は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招

- 2 (略
- 内で内閣府令で定める期間とする。 第一項の招集期間は、一年を通じて、三十日を超えない範囲
- 4 (略)

(勤続報奨金)

その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。
「日本第三項の規定により自衛官となつている者を含む。」がその任用期間のうち内閣府令で定める期間以上在職し、かつ、良の任用期間のうち内閣府令で定める期間以上在職し、かつ、良官(第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、第七十五条の七一長官又はその委任を受けた者は、即応予備自衛

(予備自衛官補)

第七十五条の九 (略)

2 予備自衛官補の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

(教育訓練の修了期限等)

第七 衛大臣又はその委任を受けた者は、 規定する教育訓練のすべてを修了するものとする。 ない範囲内で当該期限を延長することができる。 する見込みがあると認める予備自衛官補について、 超えない範囲内で防衛大臣の定める期限までに、 十五条の十 予備自衛官補 は、 採 当該期限後一年以内に修了 用 0 日から起算して三年を 前条第 ただし、 一年を超え し、頂に

日のいずれか早い日までとする。 末日) 又は前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了した当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限の項の防衛大臣の定める期限の末日(同項ただし書の規定により2 予備自衛官補に採用された者の任用期間は、採用の日から前

2

(教育訓練招集)

集命令書によつて、教育訓練招集命令を発することができる。回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官補に対し、教育訓練招第七十五条の十一 防衛大臣は、所要の教育訓練を行うため、各

2~4 (略)

(防衛出動待機命令)

これに対処するため必要があると認めるときは、 七十七条 することができる。 承認を得て、 衛出動命令が発せられることが予測される場合において、 防衛大臣 自 衛隊 は、 の全部又は 事態が緊迫 部に対し出動 Ĺ 前条第 ?待機命令を発 内閣総理大臣 項の規定によ

予備自衛官補)

第七十五条の九 (略)

2

予備自衛官補の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

(教育訓練の修了期限等)

第七 超えない範囲内で長官の定める期限までに、 内で当該期限を延長することができる。 みがあると認める予備自衛官補について、 する教育訓練のすべてを修了するものとする。 はその委任を受けた者は、 十五条の十 予備自衛官補 当該期限後一 は、 採 用 \mathcal{O} 一年以内に修了する見込 日 から起算して三年 前条第一項に規定 年を超えない ただし、 長官又

)又は前条第一 期限が延長された場合にあつては、 項の長官の定める期限の末日 1 ずれか早い日までとする。 予備自衛官補に採用された者の任用期間は、 項に規定する教育訓練のすべてを修了し (同項ただし書の規定により当該 当該延長された期限 採用の 日 た日の 0) カ 末日 5

(教育訓練招集)

令書によつて、教育訓練招集命令を発することができる。とに招集期間を定めて、予備自衛官補に対し、教育訓練招集命第七十五条の十一 長官は、所要の教育訓練を行うため、各回ご

(防衛出動待機命令

2 \ \ 4

略)

第七十七条 ことができる。 衛出動命令が発せられることが予測される場合において、 に 対処するため必要があると認めるときは、 自 長官は、・ 衛隊 の全部又は 事態が緊迫し、 一部に対し出動待機 前条第 内閣総理大臣 項 の規定による防 命令を発する 一の承

(防御施設構築の措置)

る措 他 めて、 おく必要があると認める地域 展開させることが見込まれ、 があるときは、 の防 おいて、 規定による防 十七条の :置を命ずることができる。 御 自衛隊の いのため 同項 衛出 0 部隊等に当該展開予定地域内に \mathcal{O} 防 施設 衛大臣 内閣総理大臣の承認を得た上、 規定により出動を命ぜられ 動命令が (以 下 は、 かつ、 事 発せられることが予測さ 。 以 下 「防御施設」という。 態 が ※緊迫 防備をあらかじめ強 「展開予定地 第七十 た自衛隊の におい その範 域 -六条第 て陣地その という。 を構築す れる場合 配囲を定 花 部 して 隊 項 を 第

|防衛出動下令前の行動関連措置|

る法律 行動 迫し、 ることが予測される場合において、 、リカ合衆国 十七条の三 第七十六条第一 連 (平成十六年法律第百十三号) 措置としての \mathcal{O} 軍隊 防衛大臣又はその委任を受けた者は、 0 物品の提供を実施することができる。 行動に伴い我が国が実施する措置に 項の規定による防衛出動 武力攻撃事態等におけるア の定めるところにより、 命令が発せられ 事 態 関 が す 緊

2 75 措置に関する法 できる。 におけるアメリカ 防 隊等に 衛大臣 は、 行 動 関連 律の定 前 合 項 衆国 ĺZ 措 置とし めるところにより、 規定する場合に の軍 ての役務 隊 の行動 家に伴いる おい 0 提供を行 防衛省-て、 我が 武 本省 :国が実施する (力攻擊事態等 わ 4省の機関及

(国民保護等派遣)

七十七条の け る国民 兀 0 保護のため 衛大臣は、 0 措 都 置に関 道府県知事から はする法 (律第十) 武力攻擊事態等 -五条第 項

の御施設構築の措置)

七 置を命ずることができる。 防 あ 必 させることが見込まれ、 11 定による防衛出 御 自衛隊の るときは、 要があると認める地域 十七条の 師のため 同項 の施設 部隊等に当該展開予定地域内に \hat{O} 規定により出動を命ぜられ 内閣総理大臣の承認を得た上、 長官は、 動命令が 以下 かつ、 発せられることが 事 (以下「展開予定地 「防御施設」という。 態 が 防備をあらかじ 緊迫 第七十 た自衛隊の部隊 におい 予測される場合にお その 域 め て陣地その他 」という。 強化 条第 を構築する措 範囲を定めて しておく を展 項 0) が 開 規

、防衛出動下令前の行動関連措置)

第 が緊迫 七 ŋ 関する法律 るアメリカ合衆国 5 れることが予測される場合において、 十七条の三 行動 Ĺ 関連措置としての物品 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が (平成十六年法律第百十三号) の定め 内 『の軍隊 閣 総理大臣又はその委任を受けた者は、 0 行動に伴い我が国が実施する措置に の提供を実施することができる 武力攻撃事態等における防衛出動命令が発せ るところによ 事

2 る。 隊等に けるアメリカ合衆国の軍 に関する法律の定めるところにより、 長官は、 行動関連 前 項に規定する場合に 措置とし ての役務 隊の行動 に伴 おい Ō) 提供 防衛庁 て、 1 いを行わ 我が 武 本庁 力攻 国が実施する措置 せることが 撃事 \mathcal{O} 機関及び 態等に でき 部

国民保護等派遣

七 け 十七条 .る国 民 0 \mathcal{O} 保 兀 護 \mathcal{O} 長官 ため は、 0 措 都道府県知事 置に関 はする法語 カコ 律第十 5 武力攻撃事態等に 五条第 項 の規 お

、部隊等を派遣することができる。該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認

2 隊等を派遣することができる。 当該要請又は求めに係る緊急対処 規定による求めがあつたときは、 から同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項事態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部 る同法第十五条第 \mathcal{O} ・態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長 同法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において保護のための措置に関する法律第百八十三条において準用す 防衛大臣 は、 都道府県知事から武力攻撃事態等に 、保護措置を実施するため、 内閣総理大臣の承認を得て、 おける国 部 \mathcal{O} 民

治安出動待機命令)

することができる。
の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、お安出動命令が発せられることが予測される場合において、第七十九条 防衛大臣は、事態が緊迫し、前条第一項の規定によ

(治安出動下令前に行う情報収集)

傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行わ機関けん銃を含む。)、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃(宋七十九条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し第七十八条第一項の

とき、 隊等を派遣することができる。 請又は求めに係る国民の保護の よる求めがあつたときは 定による要請を受けた場合にお 又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定に 内閣 ための措置を実施するため、 総理大臣 いて事態 の承認を得て、 やむを得 ないと認 当該要 8 部 る

2

を派遣することができる。 要請又は求めに係る緊急対処 による求めがあったときは、 同 やむを得ないと認めるとき、 法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事 護のため 長官は、 .法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の の措置に関する法律第百八十三条において準用 都道府県知事から武力攻撃事態等に 保護 又は緊急対処事態対策本部長 内閣総理大臣の承認を得て、 措置を実施するため、 おける国 ける同 部 民 隊等 規定 から \mathcal{O} 態

(治安出動待機命令)

(治安出動下令前に行う情報収集)

第 七 がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われる による治安出動命令が発せられること及び小銃 ん銃を含む。 十九条の二 長官は、 砲、 事態が緊迫し第七 化学兵器、 生物兵器その他その殺傷力 -八条第 機関銃 項 0 (機関 規

とができる。 たができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 に当該者が所在すると見込まれる場とを携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場との。 に対して、武の閣総理大臣の承認を得て、武 でする情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは とができる。

(海上保安庁の統制)

。 安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができるつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があ第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一

により、防衛大臣にこれを指揮させるものとする。部を防衛大臣の統制下に入れた場合には、政令で定めるところ2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一

3 (略)

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 (略)

ならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場の規定により部隊等の出動を命ずる場合との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければを行うべき施設とは、関係都道府県知事の意見を聴くとともにとり部隊等の出動を命ずる場の場所を表する場合は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場のに対している。

3 (略)

(海上における警備行動)

| 第八十二条 | 防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護

できる。 びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることが携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器をる情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国ことが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資す

(海上保安庁の統制

安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。つた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があ第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第

、長官にこれを指揮させるものとする。 部をその統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一

3 (略)

(自衛隊の施設等の警護出動

第八十一条の二(略)

ーうべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければなら、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場

3 (略)

(海上における警備行動)

第八十二条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は

臣の承認を得 ることを命ずることができる。 て、 0 自 ため 衛隊 特別の必 \mathcal{O} 部隊 要がある場合には、 に海上において必要な行動をと 内 閣総理大

道ミサイル等に対する破壊措置

旨を命ずることができる。 的経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき 国領域又は公海 隊に対し、 あると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要が と認められる物体であつて航空機以外のものをいう。 \mathcal{O} 、十二条の二 他その落下により人命又は財産に対する重 が我が国に飛来するおそれがあり、 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が 防衛大臣は、 弾道ミサイル等 その落下による我が国 大な被害が生じる (弾道ミサイルそ 以下同

- 2 きは、 防衛大臣は、 内閣総理大臣の承認を得て、 前項に規定するおそれがなくなつたと認めると 速やかに、 同項の命令を解
- 3 総理 は財産に対する被害を防止するため、 防衛大臣は、第一項の除しなければならない。 総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイ 等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又 るものとする \mathcal{O} 大臣の承認を受け 主は、 防衛大臣 対 し 同 項の場合のほ 項の命令をすることができる。 た緊急対処要領に従 その命令に係る措置をとるべき期間 か、 防 事 衛大臣 態が急変し同 あらかじめ、 が作成し、 この場合 項 \hat{O} 内閣 内 自 閣

とを命ずることができる。 承認を得て、 治安の維 持の 自 衛隊 特別 部 の必 隊に海上におい 要が ある場合には、 て必要な行動をとるこ 内 **| 閣総理** 大臣 \mathcal{O}

、弾道ミサイル等に対する破壊措

 \Diamond

第八十二条の二 その落 対し、 済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を 域又は公海 と認めるときは、 における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があ が我が国に飛来するおそれがあり、 命ずることができる。 られる物体であつて航空機以外のものをいう。 我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我 下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認 (海洋法に関する国際連合条約に規定する排 長官は、 内閣総理大臣の承認を得て、 弾道ミサ イル等 その落下による我が国 (弾道ミサイルその 自衛隊の 以下同 部 他 が 的経 隊に 国 領 る 域

2 なければならない。 内閣総理大臣の承認を得て、 長官は、 前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは 速やかに、 同項の命令を解除

3

- する。 隊に対 産に対する被害を防止するため、 大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向 承認を受けた緊急対処要領に従 飛来する緊急の場合における我が国領域における人命 第一 その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものと 同項の命令をすることができる。 項の場合のほ か、 長官が作成し、 事 態 あ が急変し同 5 か けて弾道ミサ この場合に ľ め、 内閣総理 項 の内 自 衛 1 閣 隊 大臣 行は財 \mathcal{O} ル 総
- 4 5 略

4

(災害派遣)

に要請することができる。
 認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者の他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変そ

- 2 ことができる。 とができる。 むを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣するこ められるときは、 に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認 防衛大臣又はその指定する者は、 ただし、天災地変その他の災害に際し、 同項の要請を待たないで、 前 項の要請 部隊等を派遣する が があり、 その事態 事 態 2
- を派遣することができる。の他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等の一の他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災そ

4 · 5 (略)

(地震防災派遣)

場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた五十三年法律第七十三号)第十一条第一項に規定する地震災害第八十三条の二 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法(昭和

(原子力災害派遣)

(領空侵犯に対する措置) (領空侵犯に対する措置) に場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。 ま対策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつ十一年法律第百五十六号) 第十七条第一項に規定する原子力災界八十三条の三 防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法(平成界八十三条の三 防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法(平成界八十三条の三 防衛大臣

(災害派遣)

請することができる。
認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要の他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変そ

- れるときは、 得ないと認める場合には、 ができる。 らし特に緊急を要し、 できる。ただし、天災地変その他の災害に際し、 長官又はその指定する者は、 同項の要請を待たないで、 前項の要請を待ついとまがないと認めら 部隊等を救援のため派遣することが 前 項の要請 部隊等を派遣すること が あり、 その事態に照 事態
- を派遣することができる。 の他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災そ
- 4 · 5 (略)

(地震防災派遣)

には、部隊等を支援のため派遣することができる。本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合三年法律第七十三号)第十一条第一項に規定する地震災害警戒第八十三条の二 長官は、大規模地震対策特別措置法(昭和五十

(原子力災害派遣)

合には、部隊等を支援のため派遣することができる。 策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつた場年法律第百五十六号)第十七条第一項に規定する原子力災害対第八十三条の三 長官は、原子力災害対策特別措置法(平成十一

、領空侵犯に対する措置

ため必要な措置を講じさせることができる。し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるしてわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対昭和二十七年法律第二百三十一号)その他の法令の規定に違反界八十四条 防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法(

(機雷等の除去)

ける機 八十四 のとする。 図雷その: 条の二 他 海上 0 爆 発 自 性 衛隊 0 は 危 険 物 防 衛 \mathcal{O} 除去及びこれら 大 臣 0 命 を受け 0 海上に 処理を 行 お

(在外邦人等の輸送)

当該 させることができる。 護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同 騒乱その 大臣は、 て外務大臣と協議し 十四四 \mathcal{O} 輸送のは 邦 人の輸送を行うことができる。 条の三 他 外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体 依 の緊急事態に際 傾があ 防衛大臣は、 0 これが確保されて た場合にお して生命又は身体の 外務大臣 1 て ロから外 この場合において、 当 いると認めるときは、 該 輸送 国 保護を要する邦 「における災害、 0) 安全につ の保 防 衛 乗 11

2 空港施 掲げ 機により行うものとする。 によりこ 項の る航空機又は船舶により行うことができる。 設の状況、 輸送は、 れ によること 当該輸送の対象となる邦人 第百条の う が 困 |難で ただし、 五. 第 あると 項 当該輸送に際して使用する \mathcal{O} 認 規 めら 定に れるときは、 0 ょ 数その ŋ 有する航空 他 事 情

一 前項の輸送に適する船舶項の規定により保有するものを除く。)一 輸送の用に主として供するための航空機(第百条の五第二

第八 必 これを着陸させ、 二十七年法律第二百三十一号)その他の八十四条 長官は、外国の航空機が国際 が 国 要な措置を講じさせることができる。 \mathcal{O} 領域の上空に侵入したときは、 長官 又は わ が国の領域の上 の航空機が国際法規又は航空法 空か 自 法令の規定に違反して 衛隊 5 退 の部隊に対し、 去させるため (昭和

- 51 -

三 げる航空機以外のもの る場合におけるもの 前号に掲げる船 船に 限る。 搭載され (当該船舶と陸地との た 口 転 翼航 空機 間の輸送に用 で 第 号に掲

(後方地域支援等)

第八 後方 法律 び安全を確保するための措置に関する法律 二項に規定する活動として、 六十号) 地域支援としての 四条の四 (平成十二年法律第百四十五号) 又は周辺事態に際して実施する船 防衛大臣又はその委任を受けた者 物品の提供を実施することができる。 周辺事態に際して我が \mathcal{O} 定めるところにより、 舶 (平成十 **飛検査活** は、 動に関する 玉 年法律第 の平和な 第三 条第 及

- 該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送九十三号) 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第
- 委託に基づく輸送 一部隊等による国際平和協力業務及び四年法律第七十九号) 部隊等による国際平和協力業務及び回 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成

(防衛大臣と国家公安委員会との相互の連絡

る。 国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとす 第二項の規定による出動命令を発するに際しては、防衛大臣と第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条

(治安出動時の権限)

する。

する。

「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものと用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定に第八十九条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)

2 (略)

第九十一条 (略)

2

察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、 は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜら あ 法第七条」とあるのは 同 \mathcal{O} とあるのは [法第二十条第二項中 ・自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、 第七十八条第 ぜられた自衛隊の自衛官の職 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、 「海上保安官又は海上保安官補の職務」 防 衛大臣 「前項に 項又は第八十一条第二 と読み替えるも おいて準用する海上保安庁法第十七条第 「前項において準用する警察官職務執行 「第八十九条第一項において準用する警 務」と、 のとする。 「海上保安庁長官」と |項の規定により出 第七十八条第 「第十七条第 れた海上 とあるのは | 自衛隊 一項 項 又 2

(長官と国家公安委員会との相互の連絡)

公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。第二項の規定による出動命令を発するに際しては、長官と国家第八十五条の閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条

(治安出動時の権限)

」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとするより出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準)の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定に第八十九条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号

2 (略)

第九十一条 (略)

命ぜられ 察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第 の自衛官の職務の執行について準用する。 は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自 あ 法第七条」とあるのは 同 」とあるのは 第七十八条第一 項」と、 法第二十条第二項中 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、 た自衛隊の自衛官の職務」と、 防 衛庁 海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは 「前項において準用する海上保安庁法第十七条第 長官」 項又は第八十一条第二 」と読み替えるものとする。 「第八十九条第一項において準用する警 「前項において準用する警察官職 「海上保安庁長官」と |項の規定により この場合にお 第七十 八条第一項 務執 *(*) I衛隊 て、 一項

3

3

(警護出動時の権限)

第 九 防 れ 一つ合に限 に限 衛 た部隊等 お 項、 大臣の指 1 条 て、 の 二 同法第四条第 \mathcal{O} 第八十 項 定する者」と読み替えるものとする。 自 警察官 衛官 及び第四 \mathcal{O} 一条の二第一項の規定により出 職 職 戦務の執行 務執 二項中 「項の規定は、 行 行につい 「公安委員会」とある 条、 警察官がその場 て準用 匹 でする。 条並 びに 動 この を命ぜる 12 第六条 いな 場 合 5 11

2~5 (略)

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限

第九十二条 (略)

2

法第四 する者」 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 海上保安庁法第 規 第 三等海曹以上 定により公共の -用する警察官職務 執行について準用する。 自衛官が 第七十六条第 ため行う職務 警察官職務執行法及び する警察官職 第七十六条第 項の規定に 保安庁法第十 前 海上保 -七条第 項の 十六条、 より出 中 0 務執行法第七条」とあ の執行につい 自衛官が前 秩序 規定により公共の秩序の維持の 項の 項の規定により 公安委員会」とあ 七条第 執行法第七条及びこ 行法第七条」とあるのは安庁法第二十条第二項中 項」とあるのは 規定により出動を命ぜら 0 動 を命 第十 維持のため 第九十 この場 項 て、 ぜら 七 項の規定により公共の秩序 条第一 · 条 第 لح 一合に 出 同法第二十条第二 れ 行う職 た自 動を命ぜら るの おい 項 項 この 人及び第-衛隊 海上 \mathcal{O} \mathcal{O} 法 規定 は て、 務 保安官又は海上保 項 律第九十 \mathcal{O} \mathcal{O} 「この項に 12 前項にお 防衛大臣 警察官職 れた海上 れた海上 十八条の 執行について、 自 は、 一衛官が お ため行う職: 項の 第七十六 条第 7 の指定 1自衛隊 規定は 対規定は の維持 一自衛隊 準用: いて準 務執行 お 前 いて 項 項 条 務 \mathcal{O}

言護出動時の権限)

第 九 長 において、 れた部隊等の 場合に限り、 + (官の指定する者」と読み替えるものとする。 項 条 の 二 第三 同法第四条第二項中 自 第八十一条の二第一項の規定により 項 衛官 及び第四 警察官職 「 の 職 務の執行 項 務 0 執 別規定は、 行 行につい 法 「公安委員会」 第 警察官がその て準 第四 甪 とあ する。 条 Ш́ 並 場 るのは、 動 びに この を命 第 11 ぜら な 場 六 合 11

2~5 (略)

(防衛出動時の公共の秩序の維持のため

 \mathcal{O}

権

限

第九十二条 (略)

2 する警察官職務執る者」と、海上児 第一 海 用する警察官職務 法第四条第 \mathcal{O} の自衛官が \mathcal{O} の三等海曹以上 海 執行に 第七十六条第一 ため行う職務の執行につい 上保 定に 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自 警察官職 項の 保安庁法第十 安庁法第十六条、 より公共の ついて準用する。 規 -七条第 定に 前 務執行法及び 項の 項中 務執行法第七条」とあ の自衛官が 保安庁法第二十条第二項 ょ 秩序の り出 七条第 執行法第七条及びこの法 規定により公共の 項の規定により 「公安委員会」とあるの 一項」とあるの 動 第九 維持のため 第十七条第 を命ぜら この場 前 項」と、 て、 十条第 項の規定により公共 %合にお 同法第 出動を命ぜられた海上自 れ た自衛 秩序 行う職 るの この 海 項及び第十 項 上 は 中 11 \mathcal{O} \mathcal{O} 維持の 隊の自 保安官又は海 項に 律第 は、 て、 十条第二項の規定は 務の執行につい 規定 $\frac{1}{2}$ 前 項に 警察官職 お 九 は 項にお ため行 への秩序 -八条の! 「衛官が + 長官の指定す 、て準用・ 条第 お 第七 1 一項 . て 準 務執 う職務 の維持 規定 11 前 くて、 する 衛隊 衛隊 項 甪

4 (略)

4

(略)

替えるものとする。 職務」と、 動を命ぜられた自衛 \mathcal{O} 職 「海上保安庁長官」とあるの 務 」とあ 隊の自衛官が公共の る \mathcal{O} は 「第七 十六条第)秩序の! は 防 項 衛大臣_ の規定により出 維持のため行う と読 4

3 • 4 (略)

(国民保護等派遣時の権限)

第九 場合に限り、 臣 隊等の自衛官の 第 十二条の三 の指定する者」と読み替えるものとする。 項、 同法第四条第二項中「公安委員会」とあるの 第三項及び第四項の規定は、 第七十七条の四の規定により派遣 職務の執行について準 警察官職務執行法第四 干用する。 条、 警察官がその場にいない 第五条並びに第六条 この場合にお を命ぜられた部 は 防衛大 1

2 5 略

(海上における警備行動時の権限)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 る。 より 前 規定により行動 て準用する。 上保安庁長官」とあるのは とあるのは 項において準用する海上保安庁法第十七条第 海上保安庁法第二十条第二 行動を命ぜられた海上自 安官又は この場合におい 海上保安官補 を命 第 ぜられ 項」と、 の職 た自衛隊の 防衛大臣 て、 項の規定は、 衛隊の自衛官の職務の執行につ 「第十七条第一 務」とあるのは 同法第二十条第二項中 自 備官の と読み替えるものとす 第八十二条の規定 項」とあるのは 職務 「第八十二条の 項」と、 と、 前 海 海 11 項

> 官補 替えるものとする。 務」と、 を命ぜられた自 の職 「海上保安庁」 とあるのは |衛隊の 自 長官」 「衛官が 第七 とあ 公共の秩序の るのは 防衛庁長官」 項の規定により 維 持のため と読 行う職 出

3 • 4 (略)

、国民保護等派遣時の権限

第 て、 九 隊等の自衛官の職務の執行について準用する。 場合に限り、 指定する者」 十二条の三 警察官職務執行法第四条、 項、 同法第四条第二項中「公安委員会」 第三項及び第四項の規定は、 と読み替えるものとする。 第七十七条の四の規定により派遣を命ぜられ 警察官がその場に とあるの 第五条並びに この は 場合にお 長官 ** \ た 部 な 子

2 5 略

(海上における警備行動時の権限

第九十三条 (略)

(略

3 2

する。 前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、 て準用する。 」とあるのは「 より行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の |保安庁長官」とあるのは 定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」 保安官又は海上 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、 この 第 保安官補の職 場合におい 一項」と、 「防衛庁長官」と読み替えるもの て、 「第十七条第 務 同法第二 とあるのは 十条第二項中 第八十二条の規定 項」とあるの 職 務 「第八十一 の執行に 前 三条の は 0 海 項

(災害派遣時等の権限)

第九 とする。 会」とあるのは、 準用する。 第八十三条第二項、 項 により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職 十四 及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限 条 この場合において、 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一 防 第八十三条の二又は第八十三条の三の規定 衛大臣の指 同法第四条第二項中 定する者」と読み替えるもの法第四条第二項中「公安委員 務の執行について 項、 かり、

2 (略)

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九 あると 輸送の 舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し しくは外国 くは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若 若 項の 十四四 危害を与えてはならない。 必要と判断される限度で武器を使用することができる。 1条の五 輸送の 刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほ 認める相当の 対 象である邦 は 人の 船 職 舶 務に従 生命又は身体の 第八十 \mathcal{O} 所 理 人若しくは外国 在 する場 一由がある場合に 事する自衛官は、 ・四条の三第一 所又はその 防 護の 項 を当 は、 ためやむを得ない必要が に規定する外国にお 当該輸送に用 保 該 護 $\overline{\mathcal{O}}$ 航空機若しくは \mathcal{O} 事 下に入 態に応じ合理 自己若 いる航 た当 か、 1 7

俊方地域支援等の際の権限)

又はその 命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相 掲げ 兀 えるも |条の六 実施を命ぜられた部隊等の自 \mathcal{O} は 第三 れぞれ、 一条第二項に規定 自 己又は す る活 当該各号に定 衛官であつて、 動 従事 め する自 次の各号 る者 \mathcal{O} 衛 官

(災害派遣時等の権限)

第

準用する。この場合において、司去育品により派遣を命ぜられた部隊等の自衛品 る。 会 九 第八十三条第二項、 項及び第四項の規定は、警察官がその場 十四 とあるのは 条 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一 「長官の指定する者」と読み替えるものとす 第八十三条の二又は第八十三条の三の 同法第四 官 条第: \mathcal{O} にいない場合に限 職務の執行につい 二項中 「公安委員 項、 り、 規定 7

2 (略)

当の るところによ 理 由 が あ ŋ る場 合に 武器を使用することができる。 は 該 活 動 0 V 7 定め る 法 律 \mathcal{O} 定め

- 部 0 第八十四 役務 隊等 \mathcal{O} \mathcal{O} 提供又は 条の四第 自 衛 官 後方地 自己と共に当 一項第 域 一号に規定する後方地 搜索 該 救 助 職 務に従事 活 動 \mathcal{O} 実施 する者 を命ぜる 域支援とし 5 れ
- する者 施 第八十 を命ぜら 匹 条の れた部隊等の自衛官 匹 第 一項第二 一号に 自己と共に当該職務に従 規定する船舶検査活 動 \mathcal{O} 事 実
- 条に規 に 一条第五項 第八 従 1 · 自己 国 事 際連 十四四 する自 定す 0 管理の る協 合平 条の に規定する隊員をいう。 衛 匹 力 和 官 第二 下 隊 維持活動等に対する協 に入つた者 \mathcal{O} 自己と共に現場に |項第四号に規定する 隊 員 を いう。 又は当 所 力に関する法律 在 玉 際平 す 国 る他 該 際平 和協力隊の 職務を行うに 0 和 隊 協力業 員 第十 隊 務

防 衛出動時 における海上輸送の規制の た 8 \mathcal{O} 権 限

第九 ができる。 \mathcal{O} \mathcal{O} た海上自衛隊 + 定めるところにより、 海上輸送の 兀 |条の七 規 \mathcal{O} 制 自衛官は、 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜら に関する法律 同法の規定による権限を行使すること 武力攻撃事態における外国軍用品等 (平成十六年法律第百十六号) れ

捕 虜等の取 扱 いの 権 限

第九 に関する法律の 兀 |条の八 自衛官は、 定めるところにより、 武 力攻 撃事 態 同法 に お \mathcal{O} け る捕 規定による権 演等 \mathcal{O} 取 限 扱

内の 秩序 維持に専従する者の権限 を行

使することができる。

第 九 -六条 自 衛官のうち、 部内 (T) 秩序維持 0) 職務に専従する者

> 防 衛 出 動 時 に おける海上輸 送 \mathcal{O} 規 制 \mathcal{O} ため 0

第 九 が \mathcal{O} \bigcirc た海上自衛隊 できる。 定めるところにより、 海上輸送の規制に関する法律 + 四条の五 の自 第七十六条第一 |衛官は、 同法の規定による権限を行使すること 武力攻撃事態に 項の規定による出動を命 (平成十六年法律第百十六号) おける外国 軍用品等 ぜら n

捕虜等の 取扱 1 \mathcal{O} 権限

第 九 を行使することができる。 いに関する法律の 十四条の六 自 1衛官は、 定めるところにより、 武 力攻 撃事 態 における捕虜等の 同 法 0 規定による権 取 限 扱

部内の 秩序維持に専従する者の 権限

九 八十六条 自 衛官のうち、 部 内 0) 秩序維持の職務に専従する者

第

。 では、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法は、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪につい

号において 自衛官等以 並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補 事中の自衛官等に対する犯罪その 空幕僚 |衛官 訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛 並 外の 監部 自 び に 者の犯した犯罪 衛官等」という。 及び部隊等に所属 統合幕僚 部、 陸 <u>)</u> する自衛官以外の隊員 上 幕僚 他自衛官等 犯した犯罪又は職務に 監 部、 海 \mathcal{O} 職務に関 上 (以下この 幕 僚 並 監 U

二·三 (略)

(防衛秘密) (略)

第九 衛秘密として指定するものとする。 等に伴う秘密保護法 上特に秘匿することが必要であるもの る事項であつて、 第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。 十六条の二 防衛大臣は、 公になってい (昭和二十九年法律第百六十六号) 自 一衛隊に ないもののうち、 ついての (日米相互防衛援助協定 別表第四 我が国 第一条)を防 の防衛 こに掲げ

2 (略)

3 り、 者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若 くは役務の提供を業とする者に、 防 秘密の 衛大臣 国の行政 取扱 は、 関 自 1 の業務を行わせることができる。 の職員のうち 衛隊の任務遂行上特段の必要が 防衛に関連する職務に従事する 政 令で定めるところにより、 ある場合に限

中の隊員に対する犯罪その! 号において に学生、 官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補 犯した犯罪 航 自衛官並 空幕僚監部及び部 訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛 びに 隊員」という。 院統合幕: 隊 僚 等に 監 他 部、 隊員 所属する自衛官以外の隊 の犯した犯罪又は職務に従 陸 上幕 0) 職 務に関し 僚監部、 隊員以 海 上幕 以 分外の者 下この 員 僚 並 事 び

一·三 (略)

2 · 3 (略)

(防衛秘

密

第 項に規定する特別防衛秘密に該当するもの 伴う秘密保護法 九十六条の二 密として指定するものとする。 項であつて、 に秘匿することが必要であるもの 公になってい 長官は、 (昭和二十九年法律第百六十六号) 自 1衛隊に ないもののうち、 つい (日米相互防衛援助協定等に ての を除く。 別表第四に 我が国の防衛上特 第一 を防 条第三 げる 衛秘

2 (略)

3 役務 秘 は 玉 <u>|</u>防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若 長官は、 密の取 の 行政 の提供を業とする者に、 扱い 機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又 自 .の業務を行わせることができる。 衛隊 の任務遂行上特段 政 令で定めるところにより、 の必 要が ある場合に限

4 定めるところにより、 防 衛大臣は、 項及び第二項に定めるもの 第 項に規定する事項の保護上必要な措 \mathcal{O} ほ か、政令で

置を講ずるものとする。

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条

2 に関する事務の 防衛大臣は、 警察庁及び都道府県警察に対し、 一部について協力を求めることができる。 自衛官の ジ募集

3

(学資金の貸与)

第九十八条 与することができる。 て自衛隊に勤務しようとする者に対し、 政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用し 六号)に規定する大学(大学院を含む。)に在学する学生で、 防衛大臣は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十 選考により学資金を貸

2 • (略)

4 又は一部の返還を免除することができる。 する場合には、 防衛大臣は、 学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当 政令で定めるところにより、 その貸与金の全部

略

5

僧還金

第 九 たりの に要した職員給与費、 以上の期間隊員として勤続していた場合を除き、 以後はじめて離職したときは、 十九条 額をこえない範囲内において、 防衛医科大学校卒業生は、 研究費その他の経常的経費の学生一人当 当該教育訓練を修了した後九年 当該教育訓練の修了後の 当該教育訓練の修了の時 当該教育訓練

4 るところにより、 長官は、 項及び第二項に定めるもの 第 項に規定する事項の保護上必要な措置を \mathcal{O} ほ か、 政令で定め

講ずるものとする。

(都道府県等が処理する事

第九十七条 (略)

2

する事務の 長官は、 一部について協力を求めることができる。 警察庁及び都道府県警察に対し、 自衛官の募集

(略)

3

(学資金の貸与)

第九十八条 衛隊に勤務しようとする者に対し、 で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自 ることができる。 - に規定する大学(大学院を含む。) に在学する学生で、政令 長官は、 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号 選考により学資金を貸与す

2 • (略)

4 場合には、政令で定めるところにより、 部の返還を免除することができる。 長官は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する その貸与金の全部又は

<u>\</u> 略

5 (略)

(償還金)

第九十八条の二 訓 九 \mathcal{O} 人当たりの 練に要した職員給与費、 年以上の期間隊員として勤続していた場合を除き、当該教育 時以後はじめて離職したときは、 額をこえない範囲内において、 防衛医科大学校卒業生は、 研究費その他の経常的経費の学生一 当該教育訓練を修了した後 当該教育訓練の修了 当該教育訓練 \mathcal{O} 修

隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還 この限りでない。 なければならない。 ただし、 次の各号の一に該当する場合は

2 (略)

3 還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。 なくなつた者に対しては、政令で定めるところにより、その償 防衛大臣は、 心身障害により第一 項の規定による償還ができ

4

(土木工 事等の受託

第百条 国 施することができる。 事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、 地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工 防衛大臣は、 自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、 及びこれを実

2

(教育訓練の受託

百条の二 国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合にお 法第二十六条に規定する機関若しくは自衛隊の学校において外 との委託を受けた場合において相当と認めるとき、 装備本部において隊員以外の者について教育訓練を実施するこ 学校その他の文教研修施設、 防衛大臣は、 防衛省本省の防衛大学校、 情報本部、 技術研究本部若しくは 防衛省設置 防衛医科大

> 合は、この限りでない。 償還しなければならない。 後の隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に ただし、 次の各号の一に該当する場

略

2

3 べき金額の全部又は なつた者に対しては、政令で定めるところにより、その償還す 長官は、心身障害により 一部の償還を免除することができる。 第一 項の規定による償還ができなく

4

機雷等の

(除去)

第九十九条 その他の 爆 発性 海上自衛隊は、 \mathcal{O} 危険物の 除 長官の命を受け 去及びこれら \mathcal{O} 処理を行うものと 海上 における機雷

する。

(土木工事等の受託

第百条 ることができる。 の他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施! 地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事そ 長官は、 自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、 国

2 略

教育訓練の受託

第百条の二 その他の文教研修施設、 について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において 二十七条に規定する機関若しくは自衛隊の学校において外国人 委託を受けた場合において相当と認めるとき、 本部において隊員以外の者について教育訓練を実施することの 長官は、 防衛庁本庁の防衛大学校、 情報本部、 技術研究本部若しくは装備 防衛庁設置法第 防衛医科大学校

育訓 る。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、 度において、 が 実 V ないと認めるときは、 /施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施 · て相 練に必要な限度において、 当と認 当該委託を受け、 めるとき、 自衛隊の任務遂行に支障を生じない 又は政 及びこれを実施することができ啄の任務遂行に支障を生じない限場合において他に教育訓練の施設 隊員に準じて政令で定める。 令で定める技術者の教育訓 練 教 を

より、授業料を徴収することができる。2 防衛大臣は、前項の場合においては、政令で定めるところに

修を支援するための給付金を支給することができる。 にかかわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の履合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定対し、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場 防衛大臣は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に

4 (略)

(運動競技会に対する協力)

務の提供その他必要な協力を行なうことができる。
める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役け全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若し百条の三 防衛大臣は、関係機関から依頼があつた場合には、

南極地域観測に対する協力)

(国賓等の輸送)

第百条の五 防衛大臣は、国の機関から依頼があつた場合には、

おいて、 この場合における当該隊員以外の者の処遇については、 練に必要な限度において、 することの委託を受けた場合において他に教育訓 相 いと認めるときは、 当と認 当該委託を受け、 めるとき、 自衛隊の任務遂行に支障を生じない 又は政 及びこれを実施することができる。 隊員に準じて政令で定める。 令で定める技術者 の教育訓 練の施 練 教育訓 設がな を実 限 度に 施

、授業料を徴収することができる。長官は、前項の場合においては、政令で定めるところにより

2

支援するための給付金を支給することができる。
、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合に
、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合に
長官は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に対し

4 (略)

運動競技会に対する協力)

提供その他必要な協力を行なうことができる。 運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める 隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは第百条の三 長官は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛

(南極地域観測に対する協力)

(国賓等の輸送)

第百条の五 長官は、国の機関から依頼があつた場合には、自衛

2

略

玉 る国賓 自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、 [賓等] という。 内閣総理大臣その他政令で定める者(次項において の輸送を行うことができる。 航空機によ

賓、 隊の任務遂行に支障を生じない限度において、 という。 内閣総理大臣その他政令で定める者(次項において)の輸送を行うことができる。 航空機による国 「国賓

2 (略)

国際緊急援助

活

動等)

第 第二 百 務遂行に支障を生じない限度におい 六十二年法律第九十三号)の定めるところにより、 1条の六 一条第一 一項各号に掲げる活動を行わせることができる。 長官は、 国際緊急援助 隊の 派 造に 隊員又は 関する法律 部隊等に同 自衛隊の任 (昭 和

〔国際平和協力業務の実施等〕

第百条の七 自 する法律 、衛隊の任務遂行に支障を生じない ることができる。 和協力業務を行わせ (平成四年法律第七十九号) 長官は、 国際連合平和維持活動 及び輸送の委託を受けてこれを実施 限度にお の定めるところにより、 等に対する協力に関 部隊等に国

(在外邦人等の輸送)

第百条の八 うことができる。 他 同 該 任務遂行に支障を生じない限度において、 臣と協議し、 緊急事態に際して生命又は身体の 依頼があつた場合において、 乗させることを依頼された者を同乗させることができる。 緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人 長官は、 これが確保されていると認めるときは、 この場合におい 外務大臣から外国における災害 当該輸送の安全について外務大 って、 保護を要する外国人として 長官は、 当該邦人の輸送を行 外務大臣から当 自衛隊の 騒乱その への輸送

2

項の輸送は

第百条の

項の規定により保有する航空

当該輸送に際して使用する

機により行うものとする。

ただし 五第

空港: 掲げる航空機又は船舶により行うことができる。 によりこれによることが困難であると認められるときは、 施 設 \mathcal{O} 状 況 当該輸 送 の対 象となる邦人 \mathcal{O} 数その 他 \mathcal{O} 事情 次に

項の規定により保有するものを除く。)

一輸送の用に主として供するための航空機(第百条の五第一

二 前項の輸送に適する船舶

る場合におけるものに限る。) げる航空機以外のもの(当該船舶と陸地との間の輸送に用い三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲

3 は外国・ \mathcal{O} 三十七条に該当する場合のほ 武 る場合には、 務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体 そ 自 所又はその保護の下に入つた当該輸送の対象である邦人若しく . 器を使用することができる。 防 衛官は、 1.護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があ 職 務を行うに際し 人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路におい 項に規定する外国において同項 当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場 その 事態に応じ合理的に必要と判断される限度で 自己若しくは自己と共に当該輸送の職 カ ただし、 人に危害を与えてはならな \mathcal{O} 輸送の 刑法第三十六条又は第 職務に従事する

(後方地域支援等)

第 る船舶 百 法 定めるところにより の九 して我が国の平和及び安全を確保するため 検査 成 十 内閣総理大臣 年法律第六十号) に関する法律 自衛隊の任務遂行に支障を生じない限 又はその (平成十二 又は周辺事態に際して実施す 委任を受けた者 一年法律第百四十五号) の措置に関する は、 周 辺事態

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

属する物品の提供を実施することができる。障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊にて同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支衆国軍隊(アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下次条までにおい界百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合

一•二 (略)

衆国軍隊部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行う合き事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該二部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊

四 (略)

- の提供を行わせることができる。
 防衛省本省の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する役務場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、2 防衛大臣は、前項各号に掲げる合衆国軍隊から要請があつた
- 省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省本

度にお が できる。 1 7 後 方 地 域支援とし 7 0 物 品 0 提 供 を実 施 すること

2

查活動 ため 救 に後方地域支援としての役務の提供を、 に支障を生じな 長官は、 勤 活動 の措 又は 関する法律 置 周 船 関 辺 はする法 舶検査活動を行わせることが V 事 限度に 態 に際して我が 定めるところによ 律 におい . 文 人は周 て 辺 防 事 玉 衛庁 態 0 平 本庁 部隊等に後方地 ŋ 際 和 及び安全を確保する L て実施 \mathcal{O} 自 できる。 機関及 衛隊 心する船: び 任務遂行 部 域 隊等 舶 捜 検

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第 百条の十 隊に属する物品 に支障を生じない限度において、 おいて同じ。) る合衆国軍隊 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、 (アメリカ合衆国の軍隊をいう。 から要請があつた場合には、 の提供を実施することができる。 当該合衆国軍隊に 自衛隊の任務遂行 以下次条までに 対 次に掲 自衛

一・二 (略)

四 (略)

- 2 供 庁 に 本庁の は、 長官は、 を行わせることができる。 自 機関又は部隊等に、 衛隊の任務遂行に支障を生じない 前 項各号に掲げる合衆国軍隊から要請があつた場合 当該合衆国軍 隊に対する役務の 限度にお いて、 防衛
- | 庁の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の||3|| 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛庁本|

とする。各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるも

• , • •

4 略 二 略

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百 対し、 提供に関する日本国政 法律に別段の定めがある場合を除き、 定めるところによる。 カ合衆国軍隊との間における後方支援、 \mathcal{O} \mathcal{O} 1律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とアメリ提供を実施する場合における決済その他の手続については、 提供を実施する場合及び防衛省本省の機関又は部隊等が役務 条の 防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品 七 この 法律又は他の法律の規定によ 府とアメリカ合衆国 物品又は役務の 政 分府との b, の自衛隊とアメリ 合衆国 間 \mathcal{O} 相互の 冒軍隊に 協 定の 第

(海上保安庁等との関係)

第百一条 (略)

れに応じなければならない。場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、こ合には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この2 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場

(自衛艦旗等)

第百二条 された自衛艦旗 定めるところにより、 自衛艦その他 ぞその 他の 国旗及び第四条第一 の自衛隊の使用する船舶 旗を掲げなければならない。 項の 規定に は、 防衛大臣 より 交付 \mathcal{O}

2 · 3 (略)

の規定により交付された自衛艦旗以外の旗及び自衛隊の使用す4 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四条第一項

とする。各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるも

 \mathcal{O}

一·二 略

 \mathcal{O}

4 略

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

ては、 百条の十 協定の定めるところによる。 アメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、 が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続 る物品の提供を実施する場合及び防衛庁本庁の機関又は部 相互の提供に関する日本国 に対し、内閣 法律に別段の定めがある場合を除き、 この法律 総理大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属す 又は他の法律 政 府とアメリカ合衆国 の規定により、 日本国の自衛隊と 物品又は 政 分府との 合衆国 につい 役務の 隊等 間 軍

(海上保安庁等との関係)

第百一条 (略)

応じなければならない。においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これには、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合2 長官は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合に

(自衛艦旗等)

第 石二条 た自衛 るところにより、 艦旗その 自衛艦 その他の自衛隊 他の旗を掲げなければなら 国旗及び第四条第一 の使用する船 項 \mathcal{O} 規定に ない。 舶 は より交付さ 長官 \mathcal{O} 定

2 · 3 (略)

4 \mathcal{O} 規定により交付され 自衛艦その 他 \mathcal{O} 自衛隊 た自衛艦 の使用する船 旗以 外 \mathcal{O} 舶 旗 \mathcal{O} 及び自 掲げる第四条第 衛隊 の使用 項

する。
る航空機の付する標識の制式は、防衛大臣が定め、官報で告示

(防衛出動時における物資の収用等)

第百三条 資を収用することができる。 定める施設 又は政令で定める者の要請に基き、 必要があると認められる場合には、れ、当該自衛隊の行動に係る地域に 知事に通知した上で、 ると認めるときは、 る者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、 家屋若しくは物資(以下本条中 物資の生産、 第七十 (以下本条中「施設」という。) を管理し、 集荷、 条第 防 動に係る地域において自 見httr:「Time」とができる。自らこれらの権限を行うことができる。自らこれらの権限を行うことができる。 販売、 項の規定により自衛隊が 配 ただし、 給、 「土地等」という。)を使用 病院、 保管若しくは輸送を業とす 都道府県 事態に照らし緊急を要す 診療所その 知事 衛 又はこれらの物 隊 出動を命ぜ は の任務遂行上 他 防 土地、 心政令で 衛大臣 第

2 基づき、 ても、 防衛大臣又は政 業とする者に対し 発 防衛大臣が告示 \mathcal{O} 合においては、 使用若しくは物資の収用を行い、 第七十六条第 している医 都道府県 自衛隊 当 できる。 療 当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域にお が知事は、 令で定める者が指定したものに従事することを して定めた地域内に限り、 の任務遂行上特に必要があると認めるときは、 該 一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場 沁地域. て、 木 建築工事又は輸送の業務と同 当該地域内におい 内にある医 防衛大臣又は政令で定める者の 療、 又は取扱物資の保管命令を 土木建築工事又は輸送を てこれらの者が現に従 施設 0 管理、 種の 業務で 土地 要請 1 12

る航空機の付する標識の制式は、長官が定め、官報で告示する

防衛出動時における物資の収用等)

知した上で、自認めるときは、 石三条 る施設 収用することができる。ただし、 資の生産、 若しくは物資(以下本条中 政令で定める者の要請に基き、 必 に対してその取り扱う物資の保管を命じ、 要があると認められ 当該 (以下本条中「施設」という。 第七十-自衛 集荷、 自らこれらの権限を行うことができる。 隊 -六条第 長官又は政令で定める者は、 \mathcal{O} 販売、 行動に係る地 一項 る場合には、 配給、 \hat{O} 「土地等」という。 規定により自衛隊 病院、 域にお 保管若しくは輸送を業とする者 事態に照らし緊急を要すると 都道府!)を管理し、 診療所その他政令で定め 1 、て自衛 県知事 又はこれらの物資を 都道府県知)を使用 隊 が は \mathcal{O} 出動を命 土地、 任務遂 長官又は 家屋 に 行上 ぜ 涌

2 発し、 ても、 総理大臣が告示して定めた地域内に限り、 業とする者に対し \mathcal{O} 合においては、 .官又は政令で定める者が指定したものに 使用若しくは物資の収用を行 第七十六条第一項の規定により自衛隊 している医療 自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは また、 都道府県知事は、 できる。 当 当該自衛隊の行動に係る地 該 土木建 て、 地域内にある医療、 当該 長官又は政令で定める者の 築工事又は輸送の 地域内にお V 又は取り 土木 1 てこれら が出動を命ぜら -建築工事又は輸送を 従事することを命ず 業務と同 扱物資の保管命 域以外の地域におい 施設の管理、 の者が現に従 要請 種 \mathcal{O} 土地 業務 こに基づ れ 令を 内 閣 た場

前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地

3

項

0

規定により土

一地を使用する場合におい

て、

当該.

土地

3

項、 お られるときは、 \mathcal{O} 「立木等」という。 同項の規定の 例により、 上にある立木その他土地に定着する物件 いて、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは 第十三項及び第十 同項ただし書の防 当該立木等を移転することができる。 都道 例により、 府県知事 が自衛隊の任務遂行 四項において同じ。) 衛大臣又は政令で定める者。 当該立木等を処分することができる (第一項ただし書の場合にあつて の妨げとなると認め は、第一項の規定 (家屋を除く。 次項、 この場合に 第七 下

4 19

展 開予定地域内の土地の使用等

第百三条の二 定める者の要請に基づき、 道府県知事は、 衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは 第七十 展開予定地域内において、 七条の二の規定による措置を命ぜられ 土地を使用することができる。 防衛大臣又は政 令で都 た 自

2 \(\) 略

気通信設備の 利用等)

石四条 業法 用 電気通信事業者がその事業の用に供する電気通 ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には 急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、 第三条第四 (昭和五 防衛大臣は、 又は |項第| 十九年法律第八十六号) し必要な措置をとることを求めることができる 有線電気通信 三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使 第七十六条第一 法 (昭 和二十八年法律第九十六号 第二条第五号に規定する 項の規定により出 信設備を優先的 電気通 動を命 信 事

> て、 により、 項の規定の例により、 第十三項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の られるときは、 の上にある立木その他土地に定着する物 「立木等」という。 事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、 同項ただし書の長官又は政令で定める者。 当該立木等を移転することができる。 都道府県知事 が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認め 当該立木等を処分することができる。 (第一項ただし書の場合にあつて 件 (家屋を除く。 認めるときは、同。この場合におい 次項、 第七項、 以下 例

4 19

予定地域内の土地の使用等

(展開

第百三条の二 る者の要請に基づき、 道府県知事は、 衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、 第七十七条の二の規定による措置を命ぜら 展開予定地域内において、 土地を使用することができる。 長官又は政令で定 た自 め都

2 { 4 略

(電気通信設備の利用

第 石四条 用し、 ることに関し必要な措置をとることを求めることができる。 三条第四項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用 要する通信を確保するため、総務大臣に対し、 れた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、 (昭和五十九年法律第八十六号) 信事業者がその事業の用に供する電気通 又は有線電気通信 長官は、 第七十六条第一項の規定により出動を命 法 (昭 和二十八年法律 第二条第五号に規定する電気 信設備を優先的に利 電気通信 第九十六号)第 事 業法

2 (略

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)

- 2 · 3 (略)
- 書を防衛大臣に提出しなければならない。

 者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請4 前二項の規定による損失の補償を受けようとする者は、その
- しなければならない。 を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付5 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見
- ばならない。
 なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなけれの有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞の 勝衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失
- を申し出ることができる。
 た日の翌日から起算して三十日以内に、防衛大臣に対して異議7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受け
- 人に通知しなければならない。
 及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出出のあつた日から三十日以内に、改めて補償すべき損失の有無8 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申

8

9~12 (略)

(火薬類取締法の適用除外)

2 (略)

第

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止

道府県知事の意見を聞き、 百 \mathcal{O} め水面を使用する必要があるときは、 操業を制限 五条 内閣総理大臣は、 į 又は禁止することができる。 自衛隊の行う訓 定の区域及び 農林水産大臣及び関係都)期間· 練及び試 を定めて 験研 究 \mathcal{O} 漁 た 船

- 2 · 3 (略)
- 書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請4 前二項の規定による損失の補償を受けようとする者は、その
- 送付しなければならない。を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣にる。都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見
- 異議を申し出ることができる。た日の翌日から起算して三十日以内に、内閣総理大臣に対して7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受け
- 有無及び損失を補償すべき場合には補償 \mathcal{O} 申出 内閣 人に通知し のあつた日から三十日以内に、 総理大臣は、 なければならない。 前項の規定による申出があつたときは、 改 0 \Diamond 額を決定し、 て補償すべき損 これを 失の そ
- 9~12 (略)

(火薬類取締法の適用除外

第百六条 (略

2 (略)

3 確保するため必要な措置を講じなければならない。 拠して製造、 基準を定め、 火薬類について、 防衛大臣は、 その他火薬類に因る災害を防止 貯蔵、 第 《、運搬、消費その他の取扱に関する技術上の火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準 項の規定に かかわらず、 Ļ コ衛隊が 公共の 取り扱う 安全を

(航空法等の適用除外)

第百七条 (略)

2 設の変更」とあるの 置する飛行場について準用する。この場合において、 えるものとする。 同 る場合を含む。 十九条第一項中 法第五十条中 航空法第四十 九条から第五十一 「当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施 の告示」とあるのは 第四十条 は 「当該飛行場の設置又は変更」と読み替 (第四十三条第二項において準用 条までの規定は、 「防衛大臣の告示」と、 自 同法第四 衛隊が設 す

3 · 4 (略)

- 5 準を定め、 が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基 乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊 使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、 防 するため必要な措置を講じなければ 衛大臣は、 その他航空機に因る災害を防止 項及び前項 の規定にかかわらず、 ならない。 Ļ 公共の安全を確 その航 自 空機 衛隊 が
- は、あらかじめ国土交通大臣と協議するものとする。6 防衛大臣は、前項の規定による基準を定めようとする場合に

7

第百六条 (略)

2 (略)

3

を定め、 類について、 するため必要な措置を講じ て製造、 長官は、 貯蔵、 その他火薬類に因る災害を防止 第一 火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠し 項の規定にかか 運搬、 消費その他の取扱に関する技術上 なければならない。 わらず、 自 Ļ 衛隊 公共の安全を が 取り扱う火薬 \mathcal{O} 確保 基準

(航空法等の適用除外)

第百七条 (略)

2

替えるものとする。 施設の変更」とあるのは る場合を含む。)の告示」とあるのは 置する飛行場について準用する。この場合において、 十九条第一項中「 同法第五十条中 航空法第四十 九条から第五十一条までの 第四十条 「当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の 「当該飛行場の設置又は変更」と読み (第四十三条第二項において準 「防衛庁長官の告示」と 規定 は、 自衛隊 同 法 甪 第四 が す

3·4 (略)

- 5 する航空機の安全性及び運 るため必要な措置を講じなければ 定 置 組 め、 長官は、第一 |する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設 その他航空機に因る災害を防止 項及び前項 近航に関する基準、 の規定にかかわらず、 ならない。 Ļ 公共の立 その航空機に乗り 安全を確 自衛隊が 使 用
- あらかじめ国土交通大臣と協議するものとする。6 長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、

7

8 等に係る情報を航空 おける被害の 防 衛大臣 は、 軽 航 減のために有益であると認め **航空事故** • 鉄道事故 の防 止 調査委員会に提供するものとす 又は航空事故 る前項の が 発生した場合に)航空事 故

(船舶法等の適用除外)

る。

第百九条 (略)

を証明する書類を備え付けなければならない。その他のものにあつては海上自衛隊の使用するものであることり、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、2 海上自衛隊の使用する船舶は、防衛省令で定めるところによ

(海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

員の基準を定めなければならない。 航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配第百十一条 防衛大臣は、海上自衛隊の使用する船舶について堪

(電波法の適用除外)

第百十二条 (略)

承認を受けなければならない。 使用する場合には、その使用する周波数について、総務大臣の2 防衛大臣は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を

3 (略)

4 無線局 者に関し必要な基準を定めなけ が そのレー 防 衛大臣 開設及び は、 ダー 及び 無線 検 移 査 通 並びに当 動 信の良好な運行を確保するため、 体 の無線設 ń 該 ばならな 無線局で無線 備 を使用する場合における 励信に 従事する 自 衛隊

《百十四条 (略) (道路運送車両法の適用除外)

8 係る情報を航空・ る被害の 長官 は、 軽 減の 航空事故 ために有益であると認める前 鉄道事故調査委員会に提供するものとする。 の防 止 又は 航空事故 が 発生した場合におけ 項 0 航空事故等に

|船舶法等の適用除外|

第百九条 (略)

その他のものにあつては海上自衛隊の使用するものであることり、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、2 海上自衛隊の使用する船舶は、内閣府令で定めるところによ

(海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)を証明する書類を備え付けなければならない。

基準を定めなければならない。 及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の第百十一条 長官は、海上自衛隊の使用する船舶について堪航性

(電波法の適用除外)

第百十二条 (略)

2 する場合には、 を受けなければならない。 長官は、 自 衛隊がその その使用する周 レ] ・ダー 波 数に 及び移動 つい て、 体の無線設備 総務大臣 を使 \mathcal{O} 承 用

3 (略)

4 関 局 \mathcal{O} レー 長官は、 し必要な基準を定めなければ 開設及び検査並 ダー · 及び 無線 移 通 信 動 体 び の良好な運行を確保 に当該無線局で無線 の無線設 ならな 備 『を使用す? するため、 通信 る場合における無線 従事する者に 自衛隊 が そ

(百十四条 (略)

路運送

車両法

 \mathcal{O}

適用除

第

- 2 進 車 を定めなけ に うい ては れ 両 ばならな 法 防 衛大臣は、 の規定が適 囲され 保安基準 ない 並 自 びに整備及び検査の基 衛 隊 0 使用する自 動
- 3 定めるところにより、 きるような番号及び標識を付さなけ 道路運送車 両 法の規定が適用され 他の自 動 車と明らかに識別することが ればならない。 な い自動 車 は、 防 衛大臣 で \mathcal{O}

3

4·5 (略)

(消防法の適用除外)

第百十五条の二 (略)

2 安全を確保するため必要な措置を講じなければ 関する基準を定め、 は取り扱う危険物について、 衛大臣は、 前 項の その他危険物による災害を防止し、 規定にか 消防法に準拠して貯蔵又は取扱に かわらず、 自 衛隊が貯蔵し、 ならない。 公共の 又

3 (略)

4 該防火対象物における災害を防 動上必要な施設の設置及び維持に関する基準 対象物について、 8 必要な措置を講じなければならない。 防衛大臣 は、 前 消防の用に供する設備、 項の 規定に かかわら 止し、 公共の安全を確保するた 消防 同項に規定する防 を定め、 用水及び消火活 その他当 火

(需品の貸付け)

いに 機 百 \mathcal{O} 5 入手するみちがないと認めるときは、 以外 1十六条 防 *O* 衛省令で定める需品を無償で貸し 防衛省令で定めるところにより、 航空機が自衛隊の飛 かつ、 防衛大臣又はその委任を受けた者は、 自 衛隊の任務遂行に支障を生じない限度にお 行場に着陸した場合に これ 付けることができる。 次の飛行に必要な限度 に対し液体燃料そ 自 衛隊 おいて他 \mathcal{O} 航 カゝ

- 2 車 定めなけ に 道 運送 ては ればならな 車 両 長官は、 法 の規定が適用され 保安基準 並びに整備及び な 自 衛隊 \mathcal{O} 検査の 使用する自 基準 を 動
- ような番号及び標識を付さなければならない。るところにより、他の自動車と明らかに識別することができる道路運送車両法の規定が適用されない自動車は、長官の定め

4・5 (略)

(消防法の適用除る

第百十五条の二 (略)

2 ŋ を確保するため必要な措置を講じ る基準を定め、 扱う危険物について、 長官は、 前 項の その他危険物による災害を防止し、 規定にか 消防法に準拠し かわら なければ 自 ばならない。 て貯蔵又は取扱に関す 衛隊が貯蔵し、 公共 又は \mathcal{O} 安全 取

3 (略)

4 必要な施設の設置及び維物について、消防の用に 要な措置を講じなければならない。 火対象物における災害を防止し、 長官は、 前 消防の用に供する設備、 項の 規定に 持に関する基準 かかわら 公共の安全を確保するため必 消防 同 を定め、その他当該防 項に規定する防 用水及び消火活動上 火対

需品の貸付)

第 百十六条 料その他 限 他 航 度において、 !から入手するみちがないと認めるときは、 空機以外の航空機が自 て、 内 閣 内閣 内閣府令で定めるところにより、 府令で定める需品を無償で貸し かつ、 総 理大臣又はその委任を受けた者は、 自 、衛隊の任務遂行に支障を生じな 衛隊の飛行場に着陸した場合に これ 付けることが 次の飛行に に対し液 自 必 1 お 衛 でき 体燃 限度 要 隊 11 て

2 あらかじめ財務大臣と協議するものとする。 前 項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、

(食事の支給)

第百十六条の二 自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めると きは、 二百六十六号)第二十条の規定により隊員に支給される食事を 適正な対価で支給することができる。 防衛省の職員の給与等に関する法律 隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対 (昭和二十七年法律第

2 (略)

1 この法律は防衛庁設置法施行の日から施行する。 則

2 前項 あらかじめ財務大臣と協議するものとする。 の規定に 基き内閣総理大臣が内閣府令を定める場合には

(食事の支給)

第百十六条の二 きは、 二百六十六号)第二十条の規定により隊員に支給される食事を 適正な対価で支給することができる。 防衛庁の職員の給与等に関する法律 隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対 自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めると (昭和二十七年法律第

2 (略)

則

1 第 この法律は防衛庁設置法施行の日から施行する。 項及び附則第十 七 項 の規定は 公布 \mathcal{O} 日 から施行する。 但 附 則

2 幕僚監部、 する職員は 長若しくは第二幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関に勤務 以下同じ。 服務の宣誓を行うことができる。 保安庁の 保安研修所、 長官官房若しくは各局、 この法律の施行 前におい ても、 保安大学校、 (前項ただし書に係る部分を除く この法律の定めるところにより 第 技術研究所又は第 幕僚監部若しくは第一 一幕僚

3 衛庁の長官官房若しくは各局、 しくは海上幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関の相当の隊 つたものは、 、となるものとする。 前項の職員で、 防 衛研修所 別に辞令を発せられない限り、 同項の規定によりあらかじめ服務の宣誓を行 防衛大学校、 陸上幕僚監部若しくは 技術研究所又は陸上幕僚長若 それぞれ 海 相当の防 上幕僚

4

保安庁の保安官又は警備官で前項の規定により自衛官となる

5 t \mathcal{O} 従 は 法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。 前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、 .警備官の階級に相当するこの法律に規定する階級とする。 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 一項の規定により自衛官その他の隊員となつた者に対し、 階 級 がは、 別に 辞令を発せら れな 限 り、 従前 の保安官又

6

庁法 にあつては、 規定にかかわらず 自 は保安庁の 一衛官となつた者についての任用期間は、 附則第四項の規定により陸士長、 和 第三十三条第三項の規定により引き続き任用されている者 (昭和二十七年法律第二百六十五号。 一十五年政令第二百七十一 保安官として採用された日 引き続き任用された日) 二年とし その 号) 者が警察予備隊の警察官又 等陸士又は二等陸士たる から起算するものとする 第五条第一 (旧警察予備隊令施行令 以下 第三十六条第 「旧法」という 一項又は旧保安 一項の

7 規定は、 る。 場 審査を請求することができる。 に従前の規定により保安庁長官に対して審査の請求をしている 反 合を除き、 して免職され \mathcal{O} 法 は律の施行 この場合において長官のとるべき措置について準用す 政令で定めるところにより、 行の日 又は懲戒処分によつて免職された者は、 前におい 第四十九条第二項及び第三項の て、 従 前の 規定によりその意に 長官に対して、 すで その

る犯罪について、同法同条同項に規定する部内の秩序維持の職 9 この法律の施行の際、現に旧法第七十七条第一項各号に掲げ

4 3 る施設による給水その他防衛省令で定める役務を適正な対価で 衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定 国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在す 提供することができる。 めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられてい る場合において他から入手するみちがないと認めるときは、 前 衛隊は、 かじめ財務大臣と協議するものとする。 項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、 当分の間、 防衛大臣の命を受け、 陸上において発 自

2

防衛大臣又はその委任を受けた者は、

メ

リカ合衆国との

間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本

当分の間、

日本国とア

10 務に専 による手続は、 第九十六条第 従する自衛官がした手続とみなす。 従する保 この法律の相当規定に基 安官又は 項に規 警備 定する部内の 官 が 行 って 秩 序 V 11 る刑 て部内の秩序維持に 維 持 \mathcal{O} 事 職 訴 務に専従 \mathcal{O} 規定

11 規定による司法警察職員としての ろにより、 る自衛官は、 この法律第九十六条第二項の規定の例により、 旧 法第七十七条第一 同項各号に掲げる犯罪の 項各号に掲げる犯罪につ 職務を行うことができる。 ほ カ 政令で定 刑事訴訟法 日 \emptyset いても るとこ

るのは 条第一 警察及び自治体警察」 ま 職 警察法 務執行法」 項、 項 間 「自治体警察」と読み替えるものとする。 中 は、 第九十 (昭和二 とあるのは 第八 警察庁及び 四条第 八十九条、 十九年法律第百六十二 と 都道府局 項並びに第九十六条第三項中 「警察官等職務執行法」と、 第九 同条第三 『県警察』 十二条、 項中 号) 第九十三条第 とある 都道府 施行の Oは 第九十七 玉 「警察官 項及び 家地· 0 とあ 前 日

12 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国12 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所で定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられてで定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられてで定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられてであるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられてであるところにより、これに対し、自衛隊の任務を適正な対で定めるところにより、これに対し、自衛隊の任務を通正な対で定めるという。

14 自衛隊は、当分の間、長官の命を受け、陸上において発見さは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。13 前項の規定に基づき内閣総理大臣が内閣府令を定める場合に

た不発弾その 他 の火薬類の除去及び処理を行うことが で

5 八号。 設立した法人) 内 一条第二項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国の日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)第 信電話株式会社法の一 株式会社」とあるのは「、西日本電信電話株式会社及び日本電 則第二条第一 とあるのは 昭 消 ところにより承継して営んでいる法人 が る法律の する会社、 する法律 ? 引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定める]電気通信業務のうち改正法附則第二条第 和六十 日本電信電話株式会社法 第百 滅 客鉄道株 以下この項において「改正法」という。 たときは、 部 「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄 0 和六十 式 項に規定する新会社」と、 を改正する法律 客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道 規 !律第八十八号)第一条第三項に規定する会社 会社及び日本貨物鉄道株式会社 定 とする。 当該合併後存続する法人又は当該合併により \mathcal{O} 一年法律第八十八号)第一条第三項に規定 適 用に 部を改正する法律 うい (昭和五十九年法律第八十五号) (平成十三年法律第六十一号) 附 7 は、 当 (当該法人が合併により 「及び西日本電信電 分 (平成九年法律第九 \mathcal{O} 二項の規定により国 間)による改正 株式会社に関す 道株式会社 に関する法律 同 条第 に関 項 第 前 + 話 中 15

6 金に関 \mathcal{O} 第一 二十五号に掲げる 一条の規定 する事務 同 とあるの 条第 和三十三年法律第百五 0 項 とする。 单 適用につい は 第四 事 第四 務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措 条第二十 ては、 条第二十四 十八号) 平 几 一号又は 成二十年五月十 号に 0 規定による特別給付 掲げる事務又は同 第二十五 一号に掲げ 六日まで

16

れ た不発弾その 他の火薬類の除 去及び処理を行うことができる

昭

一条第二項の規定により日の日本電信電話株式会社法 設立 八号。以下この項において「改正法」と信電話株式会社法の一部を改正する法律 とあるの 消滅したときは、 ところにより承継して営んでいる法人 が引き継が 内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国 株式会社」とあるのは 則第二条第一 する会社、 する法律 る法律の 和六十 旅客鉄道株式会社及び日 第 百 した法人)」とする。 以下この項において「改正法」という。 項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国 は 条 一年法律第八十八号) (昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定 せるものとされた業務を改正法附則第七条の定める 部を改正する法律 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社 「旅客鉄道株 \mathcal{O} 規 項に規定する新会社」と、 定 当該合併後存続する法人又は当該合併によ \mathcal{O} 適 用 につ 式 西日本電信電話株式会社及び日本電 (会社及び日本貨物鉄道株式会社に関 本貨物鉄道株式 (昭和五十九年法律第八十五 1 (平成十三年法律第六十一号) 第一条第三 7 は、 当 (当該法 「及び西日本電 分 (平成九年法律第九 会社 |項に規定する会社 \mathcal{O} 間)による改 人が合併 に関する法 条第 に関 により 主 項 第 前 附

る事務」とあるのはの間、同条第一項も 金に関する事務_ 第 二十五号に掲げる事務若しくは駐留 一条の規定の 和三十三年法律第百五十八号) とする。 が適用に 单 は 第五 うい 第五条第一 条第二 ては、 二十四号に 平成二十年五月十六日 四号又は第二 0 軍 関係離 規定による特別 掲げる事務 職者等臨 十五号に掲 又 時措 は同 ま

- 7 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それの提供を実施することができる。
- 対応措置としての物品の提供実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)「一イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の
- 。 ところにより、当該各号に定める活動を行わせることができる に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定める 8 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号
- 被災民救援活動一年九月十一日のアメリカ合衆国において発生した一年九月十一日のアメリカ合衆国において発生した一年九月十一日のアメリカ合衆国において発生した
- 実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の

務の提供

9 場合には、 護するためやむを得ない必要があると認める相当の 武器を使用することができる。 それぞれ 次の各号に掲げる活動の 当該活動について定める法律の定めるところにより 自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防 実施を命 ぜられた部 隊等の自 理 由 Iがある 衛官 は

隊員又はその 前項第一号に定める活動 職務を行うに伴い自己 自己と共に現場に \mathcal{O} 管理 0 下に入 所在する他 <u>、</u>つ た者 \mathcal{O}

行うに伴い自己の管理の下に入つた者 項 第二号に定める活動 当該職務に 従事する内閣府本府の 自己と共に現場 職員又は当該職務を 所 在 する他 \mathcal{O}

17 18 等に 第百十三号) 援活動としての物品の提供を実施することができる。 議等に基づく人道的措置に関する特別措置法 \mathcal{O} 長官は、 活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決 内 H 閣 自衛隊の任務遂行に支障を生じな のア 対応して行われる国際連合憲章の目的達成の 総理大臣 、メリ 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発 カ合衆国に がその効力を有する間、 又はその委任を受けた者は、 お 7 発生したテロ 同法の定めるところによ 限度において 平成 IJ (平成十三年法律 ストによる攻撃 ための諸外国 十三年九月十 協力支

機関及び部隊等に協力支援活動としての 限度にお 役務の提供を

措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する

2別措置法がその効力を有する間、

同法の定めるところにより

 \mathcal{O}

|衛隊

 \mathcal{O}

任務遂行に支障を生じな

生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲

章

目的

達成

 \mathcal{O} ため

の諸外国

の活動に

対し

て我が国が実施する

10

なお、従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については

> る。 隊等に捜索救助活動又は被災民救援活動を行わ せることができ

19 法の 限度において できる。 道 !復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置 内 (平成十五年法律第百三十七号) 定めるところにより、 閣 総理大臣又はその委任を受けた者は、 対応措置としての物品の提供を実施することが 自衛隊の任務遂行に支障を生じな がその効力を有する間、 イラクにおける人

20 長官は、 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援

において、 活 定めるところにより、 .動の実施に関する特別措置法がその効力を有する間 対応措置としての役務の提供を行わせることができ 自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度 同法の

る。

21 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については なお、従前の例による。

22 部を次のように改正する。 保安庁職員給与法 (昭和1 七年法律第二百六十六号)の

(略)

23 務の り自衛官その他の隊員となる者の級若しくは職務の級又は号俸 の級又は号俸とする。この場合において、 た級若しくは職務の級又は階級における俸給の幅の最高号俸に た俸給月額又は俸給日額が新たにその この法律の施 級又はその者が受けている号俸に対応する級若しくは職務 という。 それぞれ改正前の保安庁職員給与法 行の際、 規定によりその者が属している級若しくは職 附則第三項及び附則第四 者が属することとなっ (以 下 その者が従前受けて 「改正前の給与 項の規定によ

その者の俸給月額又は俸給日額とする。よる額をこえている場合においては、それぞれその額をもつて

なお、従前の例による。 各号の一に該当するものに対する退職手当の支給については、 又は一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹となつた者で、左の 関則第四項の規定により陸士長、一等陸士若しくは二等陸士

察士補」という。)として引き続いて任用された者士補又は三等警察士補である警察予備隊の警察官(以下「警間においてその任用期間が経過し、一等警察士補、二等警察昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの

た者 同において警査長以下の警察予備隊の警察官として任用され 三 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの 以下「保安士補」という。)として引き続いて任用された者 以下「保安士補又は三等保安士補である保安庁の保安官(二十七年十二月においてその任用期間が経過し、一等保安士 に者

) として任用された者 四 保査長以下の保安庁の保安官(以下「保査長等」という。

| お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | 25 | 改正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の協力に対して | お正後の給与法 | という | お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の協力に対して | お正後の給与法 | という | お正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」という | お正後の協力に対して | お正とが | またが |

11 昭 等の施行に伴う政 員 法 改 正 法第一条に規定する船員である隊員にあつては、 隊員に係る公務上の災害に対する防 (昭 る法 二十二年法律第百六十七号)の規定) 前 和二十七 \mathcal{O} 律 附 則 (平成十八 第 年法律第二百六十六号) (府職員に係る給与の応急措置に関する法律 + 年法律第 項 \mathcal{O} 規定 15 よる改正前 号) 衛庁設置 第二十七条の規定 による補償又はこれ 第 0 法等 保安庁職員給与 条の規定による 労働基準法 0 部 を改 (船

> は、 警査! 旧法附則 用 長以 第 下 九 0 項の規 保 安庁 定により 0 警 備 官として 警査 長以 任用さ 下 0 保安庁 れ た者に 0 警備 あ って 官

26 官を含れ 月 算 等 改 保 に た日数と保安士補 するもの る俸給 額を支給 つき一・ Ī 査長等又は保安士補で保査長等から昇 前 職 なった者 \mathcal{O} む 法 手当 の給与法第二十八条第一 日 律 لح 五. 「暫定措置法の する。 額 \mathcal{O} とし にその 公布 日 に 階級に属するものとする。 0 あ ての勤 割合で計算した日数との合計日 0 保査長等から保安士補に昇 (警察士補を含む。 の場 保査長等 日 7 から は 3続期間 規定にかかわらず 合における勤 施 昭 和 行 (警査長以 項及び第七 \mathcal{O} 月に 十七七 日 \mathcal{O} 年八 続 つき五月 前 としての勤続期間 下 任した者に対しては、 日 期 間 項並びに国家公務員 まで 月 の警察予備隊 その 任 は 0 日 0) た 日 退職 月によ 数を乗じて得 割合で計算し 間 の属する 退 0) つて計 月にお 混職する \mathcal{O} 警察 一月

27 支給された退職 公務員等退職 前 その 項の規定及び改正前の給与法第二十八条の 期間から除算する。 手当暫定 手当の額 (措置法第七条の勤続期間の計算につ \mathcal{O} 計算 0 基礎となった在 職期間 規定に基 は 玉 て

は

任前

 \mathcal{O}

28

する法律 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関 \mathcal{O} 償又はこれに相当する給与若しくは給付で、 規定 おいて支給すべき事由 従前 隊員に係る公務上の災害に対する改正 の例による。 (船員法第一条に規定する船員である隊員にあつては、 (昭和二十二年法律第百六十七号) 但し \mathcal{O} これらの法律の規定に 生じたものの支給については、 前 の給与法第二十七 この法律の施 の規定)による補 ・基いて 玉 が支 なお 行前

、審査を請求することができる。
しくは給付の支給について異議のある者は、防衛大臣に対して員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当する給与若よる。ただし、これらの法律の規定に基づいて国が支給する隊 おすべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例にに相当する給与若しくは給付で、この法律の施行前において支

の場合について準用する。 一号)第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項一号)第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項で準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十12 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項におい

して、審査を請求することができる。る給与若しくは給付の支給について異議のある者は、長官に対給する隊員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当す

ら第二十七条までの規定は、前項の場合について準用する。員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第二十四条か改正後の給与法第二十七条第一項において準用する国家公務

29

(略)

部を次のように改正する。 国家公務員共済組合法 (昭和二十三年法律第六十九号)

(略)

32 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する

33

地方税法

(昭和

十 五

年法律第三

一百二十六号)

0

部を次

 \mathcal{O}

(略)

第二十三条第五号から第七号まで並びに第五十九条ノ三第三号後の恩給法第二十条第二項第二号及び第六号から第八号まで、34。この法律の施行前に給与事由の生じた恩給については、改正(略)。

附則第三十項の規定による改正後の恩給法

(大正十二年法律第

13

 \mathcal{O}

経過措置は、政令で定める。	経過措置は、政令で定める。
35 この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な	14 この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な
	の規定にかかわらず、なお従前の例による。
	第二十三条第五号から第七号まで並びに第五十九条ノ三第三号
の規定にかかわらず、なお、従前の例による。	四十八号)第二十条第二項第二号及び第六号から第八号まで、

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
今
口
改
正
部
分
IJ

一〜六 (略) 2 (略) 2 (略) 関する重要事項	(内閣総理大臣の諮問等) (内閣総理大臣の諮問等) 第二条 内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項 大 内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態があるもののうち、通常の緊急事態がある事態であって、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態が必要と認める国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態は対の緊急事態であるもののうち、通常の緊急事態が必要と認める国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態は対の緊急事態であって、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切にあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切にあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切にあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切にあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切にあるものの方と、通常の関係を表現している。	改正案
一一〜六 (略) 第五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。 (議員) 2 (略)	(内閣総理大臣の諮問等) (内閣総理大臣の諮問等) (内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態(武力攻撃事態) (内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態(武力攻撃事態の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態が必要と認める重大緊急事態であつて、我が国の緊急事態が必要と認める重大緊急事態であつて、我が国の緊急事態が必要と認める重大緊急事態であつて、我が国の緊急事態が必体制によつては適切に対処する重要事項としてその対象を表す。以下同じ。)への対処に関する重要事項	現

九八七 防衛大臣

内閣官房長官 国家公安委員会委員長

2

3 限る。 審 別の必要があると認めるときは、これらの議員を、 員によつて事案について審議を行うことができる。 評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は 項 \mathcal{O} 6 3の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該他の同項又は前項に規定する議員を審議に参加させるべき特 くについては、 第九号までに掲げる事項 議に参加させることを妨げない。 長は、 項第一号、 第八条第二項において同じ。)に関し、 その対処措置につき諮るべき事態に係るものに 項の規定に 第三号及び第六号から第九号までに掲げる議 かかわらず、 (同項第七号及び第八号に掲げる事 第一 一条第一 事態の分析及び ただし、そ 項第四号か

態対処専門委員会

第八条 (略)

2 の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速か 的確に実施するため、 委員会は、 その結果に基づき、 第二条第一 会議に進言する。 必要な事項に関する調査及び分析を行 項第四号から第九号までに掲げる事 項

3 5

略

3

5

九八七 内閣官房長官

2

3 あると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加又は前項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要が は、 させることを妨げない。 あると認めるときは、これらの議員を、 事案について審議を行うことができる。 ら第七号までに掲げる事項 て特に集中して審議する必要があると認める場合は、 条第二項において同じ。)に関し、 議長は、 その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。 略 国家公安委員会委員長 防衛庁長官 第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて 前二 項の規定にかかわらず、 (同項第六号に掲げる事項につい 事態の分析及び評価につい ただし、その他 第二条第一 項第四 第 の同項 項第 第 号

(事態対処専門委員会)

2 第八条 (略)

の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速か委員会は、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項 つ的確に実施するため、 その結果に基づき、 略 必要な事項に関する調査及び分析を行 会議に進言する。